



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	主婦の賃労働者化と現代における貧困問題：産炭都市「夕張」における新規誘致企業に就労する主婦労働者の労働－生活過程分析を中心とする事例研究
Author(s)	安倍, 喜美子
Citation	北海道大學教育學部紀要, 28, 43-101
Issue Date	1977-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29151
Type	departmental bulletin paper
File Information	28_P43-101.pdf



主婦の賃労働者化と現代における貧困問題

一産炭都市「夕張」における新規誘致企業に就労する主婦労働者の
労働—生活過程分析を中心とする事例研究—

安 倍 喜美子

From Housewife to Wage Earner :
A Look at Contemporary Poverty Problems.

Kimiko Ambe

目 次

第1章 課題と方法	44
第1節 問題の所在	44
第2節 江口英一氏の貧困研究の方法論における諸成果と問題点	47
第3節 本調査研究における方法論と課題の限定	52
第2章 新規誘致企業に就労する主婦労働者の労働—生活過程に関する考察	56
第1節 対象地、対象企業の概況と対象者の諸属性	56
第2節 職場生活の実態	61
〔1〕 A企業における労働諸条件と主婦労働者	62
〔2〕 B企業における労働諸条件と主婦労働者	66
第3節 世帯生活の実態	71
〔1〕 生活時間構成の諸特徴	71
〔2〕 家計維持の役割	72
第4節 主婦労働者層の労働—生活過程の諸特徴	76
第3章 主婦労働者と家族の生活史に関する考察	79
第1節 主婦労働者の職歴	79
第2節 家族の生活史	82
〔1〕 出目と世帯形成	82
〔2〕 夫の職歴変遷と主婦の賃労働者化	83
第3節 生活史からみた主婦労働者層の諸特徴	92
第4章 主婦労働者層の生活史と現実の労働—生活過程	93
第1節 生活史からみた階層形成と主婦の賃労働者化のもつ意味	93
第2節 社会的諸関係と地域への定住志向	94
〔1〕 世帯の労働—生活史と親族のネットワーク	94
〔2〕 地域への定住志向における二つの型	95
第5章 まとめと今後の課題	99

第1章 課題と方法

第1節 問題の所在

本調査研究は、産炭都市「夕張」における「ポスト産炭」として誘致された企業に就労の場を得ている主婦層の、全生活の社会的再生産過程に関する事例的実証的研究である。これは勤労者世帯における主婦の賃労働者化という問題にスポットをあて、現代における貧困問題に社会学的立場からせまろうとする問題意識の中に位置づけられている。

ところで、1960年代における戦後国家独占資本主義の、その総体としての生産力水準の飛躍的な高まりを伴ういわゆる「高度経済成長」過程で、「新しい貧困」という問題が提起されている。現代社会が経済、科学技術、文化等々の飛躍的な進歩にみられる生産諸力の高まりによって、人々の生活を物質的にも精神的にも豊かなものとする基礎を充分に持っているにもかかわらず、現実の人々の生活が生活苦と生活不安とに満ち満ちたものとしてある、ということに現代における貧困問題の本質があると言えよう。この現代における貧困の問題は、理論的にいくつかの側面から明らかにすることができる。その第一は、戦後日本の国家独占資本主義のより一層の高度化の中での貧困化法則のより具体的な理論展開、構築という貧困の全体制的な進行を問題とするアプローチである。ここでは、現下の日本資本主義の発展段階における総体としての貧困化のメカニズムおよびその特徴が摘出されるであろう。次に第二には、かように把握される戦後日本資本主義の発展段階に依じての貧困の発現形態それ自体を問題としながら、現代における貧困の存在・運動形態を問題とするアプローチである。ここにおいては、資本主義のより一層の高度化に応じた労働者の数の増大、その中での多様な階層分化、およびそれら諸階層の資本の価値増殖過程の中で果たす役割に依じての多様な形態での貧困の発現という問題が指摘される。

本研究では貧困の発現形態それ自体の解明と、それを通しての貧困の社会的な止揚過程の基底を探っていくという問題に課題を限定している。

従来の貧困問題研究の教えるところによれば、この貧困の発現形態にせまる際に留意すべき視角として次の二点が指摘されている。まず第1に、現代社会において多様な階層分化が生じていることを念頭に置いた場合、諸階層ごとに貧困の形態も異なることから、社会階級・階層構成論の視角にたって分析すること。第2には、貧困問題の対象が労働者という「人間的存在」⁽¹⁾である以上、貧困の形態をせまくとらずに精神的、文化的側面をも含む生活の全局面にわたってとらえる必要がある、ということである。⁽²⁾とりわけこの第2点目の問題が強調されるのは、貧困問題が具体的に発現する場が諸個人の現実の労働一生活過程であることによる。すなわち人々は労働生活を中心としながらも家族生活、余暇生活等を含む物質的ならびに精神的生活過程を営んでいるが、こうした日々の生活の生産と再生産にとって障壁となっていることがらをひとつひとつ洗い出しながら貧困化現象の現代的な諸形態を明らかにしていくことが課題として提起されているのである。このことは、資本の蓄積法則に基本的に律せられながらも、それに還元しつくせない諸個人の労働一生活過程の営みのもつ相対的に独自の領域に着目すべきことを示唆しているといえよう。

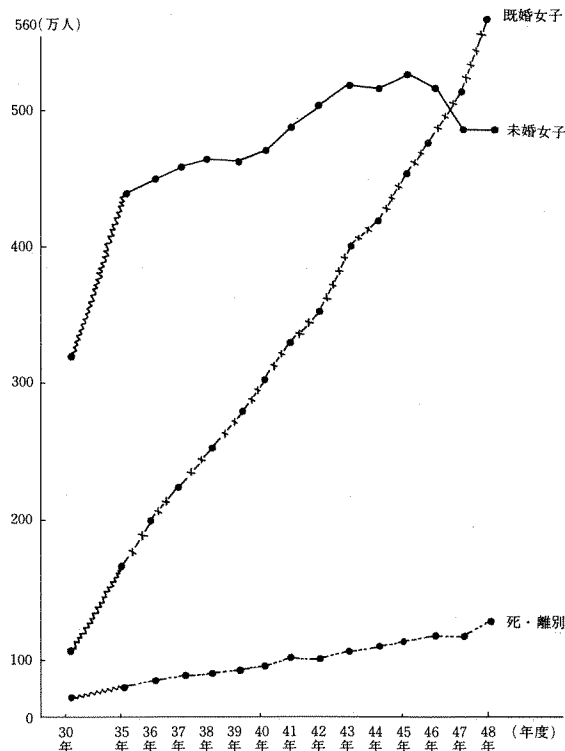
また、人々は労働一生活過程を営む上でぶつかる諸困難に対して無力に身を任せているのではなく、常になんらかの形でこれへの対応を行っている。個人的な、ないしは個別的な対応が

新たな生活上の矛盾を惹起するとしても、人々が自らとその家族の生命と生活を守り発展させていこうとするかぎり、たゆまず種々の対応形態が工夫されていく。こうした中でやがて、諸個人の労働－生活過程から生じる諸要求は確かなものとして諸集団、諸組織に担われてフォーマルな社会機構へと定着していかざるをえない。かような意味において諸個人の労働－生活過程は、社会の構造的変動にとって基底をなす領域であるが、このようにして位置づけられる労働－生活過程の分析から貧困問題を手がけていくメリットは次の点に求められる。すなわち、労働－生活過程にたち現われた諸困難への対応の積み重ねを通して人々が何を学びいかなる諸要求を形成してきているのか、という視点から、人々が貧困問題を社会的に解決し克服していく過程をいかようにして歩んでいるのかという問題にアプローチすることができる。かようにして、従来きわめて一般的な形でしか論じられてこなかった貧困化とこれの社会的止揚過程の相互連関についての基本的な考察が、労働－生活過程分析から与えられることになる。(3)(4)

貧困の実態を実証的な形で解いた研究は決して多いとは言えないが、その代表的なものとして江口英一氏の一連の業績をあげることができる。次節で詳しく検討するが江口氏の方法論においても、上述してきたような諸個人の現実的な労働－生活過程論の位置づけが必ずしも明確になっていない。

本研究では、諸階層の現実の全生活の社会的再生産過程の実態にまで踏みこむことによって、貧困の発現形態をとらえ出すこと、そしてその中で人々が貧困の克服へと至る道を、いかよう

図 1-1 配偶関係別女子・非農林業・雇用者数の推移



※資料出所：「労働力調査」より作成

にして歩んでいるのか、という問題を明らかにしていくことを課題としている。その際、本稿が問題とするのは労働者階級一般ではなく、賃労働者化しつつある主婦層である。この層に問題をしばる意味は次のごとくである。

まず第1には図1-1に明らかなように昭和30年以降、主婦層の賃労働者化はめざましい勢いで進んでいる。このことは、資本主義のより一層の高度化に照応した階級矛盾の深化の中で、世帯主の賃金のみでは家計を維持しえないという構造が、広汎な勤労者世帯にいき及んでいるという事実の反映として見られる。すなわち主婦の賃労働者化は、かかる家計の逼迫に対してのひとつの対応形態としてとらえられるのであるが、第2に、婦人労働を支持する社会的基盤の存在していない現状においては、主婦の賃労働者化は、世帯の家事・育児条件の悪化をもたらさざるをえない。そのみならず主婦労働者層は、資本の強蓄積下での矛盾のしわ寄せを最も受けている層のひとつであり、⁽⁵⁾ 主婦労働者の状態には、労働者階級全体の貧困化が集中的に表現されているものとみられる、といった理由からである。

以下、本論を次のような形で展開する。本章第2節と第3節では、本稿で採用する方法論を明らかにし、従来の貧困研究の方法論の中でのその位置づけを行う。第2章と第3章では、研究対象地である夕張市の位置づけを明らかにした上で具体的な事例の分析を行う。最後に第4章において、採用した方法によっての、しかも事例研究にもとづいて明らかになった点を明確にし、事例そのものがもつ意義、およびその貧困研究にとっての意味を位置づける。

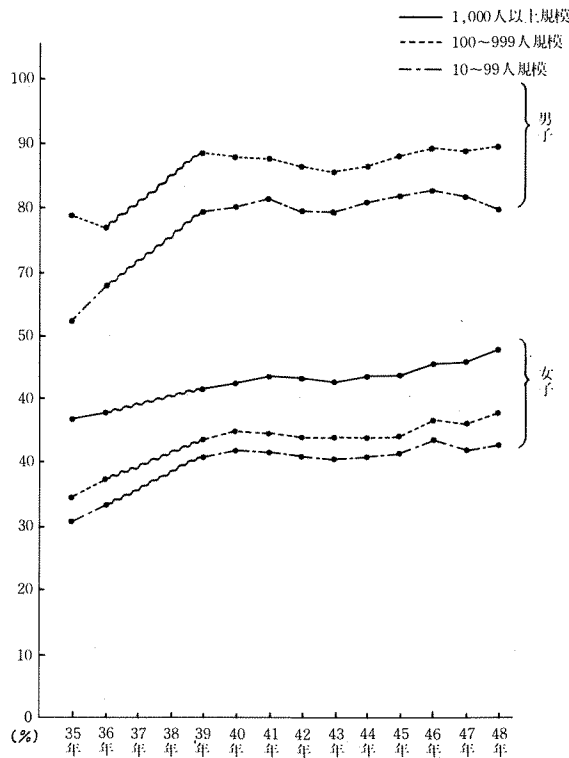
〈注〉

- (1) 下山房雄, 「労働者状態の窮乏化の法則について」『日本賃金学説史』, 日本評論社, 1966, P.134.
- (2) 第2の論点は、貧困問題を論じるほとんどすべての論者の指摘していることである。また第1の問題の示唆を与えている論文の主なもの次のごとくである。黒川俊雄, 「日本における貧困化論の課題」『経済』1966, 1月号, および青山四郎 「現代における労働者階級の貧困」『労働組合運動の理論』第6巻, 大月書店, 1970.
- (3) しかし最近の貧困問題に関する論考においては, 「労働者階級の闘争をあたかも一つの外的事情のように貧困化法則実現を緩和・修正するものとして扱うことは科学的ではない。貧困化とともに労働者階級の組織的闘争も同じ機構的必然性をもつものとして統一的体系的に把握し研究する方法が必要であろう」(相沢与一, 「現代蓄積・貧困化論」『講座マルクス主義研究入門』第3巻, 金子ハルオ編集, 青木書店, 1974, P.113.)といった問題提起がなされている。また池上惇氏も「資本蓄積と貧困化という資本蓄積の一般的法則を, 少数者支配の発展が, 多数者の統治能力の発展を準備するという資本蓄積の歴史的傾向と統一的に把握」するという「複眼的なもの見方」が現代資本主義の理解にとって決定的に重要だとする立場から, 相沢氏と同様な問題提起を行っている。(池上惇, 「国家独占資本主義と貧困化」『経済』1976, 2月号参照。)相沢氏の場合には, 国家独占資本主義下における資本の集中, 独占と生産の社会化という二大契機を軸として, 「貧困の社会化とたたかいの社会化」(相沢与一, 同上書, P.124)へ至る論理を展開している。池上氏は貧困化を, 流動性と資本への隷属性を強めている労働者の一面的発達という点に求め, この「貧困化の過程は, じつは, 住民の統治能力の形成過程としてあらわれてくる。このような統治能力の発展の条件は, じつは, 貧困化をつくりだした条件と一致する」としている。すなわち金融資本と国家によるこの, 住民の全面発達の圧迫が拡大していく過程が一方では, 資本主義の作り出した全面発達の物質的基礎を活用しての労働者の民主主義的統治能力を形成していく過程であるとしてとらえ, かかる視角からの国家独占資本主義の分析を行っている。(池上惇, 「国家独占資本主義における貧困化問題」, 『講座, 現代人の科学』第9巻, 大月書店, 1976.)
- (4) ここでさらに触れておかねばならないことは, 本稿で採用している諸個人の労働一生活過程レベルにまでおりて, かかる問題領域を分析するという視角は, 単に経済学または社会政策学での問題提起によって, きり開かれてきたというのではなく, 本章第3節でみるごとく, 社会学研究における現実分析をとおして獲得されてきた分析視角であるということである(第3節 注(1)参照)。しかし前述の注(3)で述べた諸

事実は、経済学および社会政策学においても、同様な領域の開拓が要請されていることが、今日、認識されつつあることを示しているといえよう。

- (5) その一端は図1-2から知ることができよう。すなわち男子労働者の規模別賃金格差は、昭和39年までは縮少傾向が見られたがそれ以降は若干ではあるが拡大傾向がみられ、とりわけ昭和46年以降における10～99人規模とそれ以上規模層との格差の拡大傾向は著しい。こうしたことが主婦の賃労働者化を促す背景となっている。また同図で明らかなごとく、男女間の賃金格差は、昭和40年ないし41年までは縮少傾向が見られたが、なおこの格差は著しく、昭和48年をとってみても女子の賃金は、男子の1000人以上規模層の42%～57%にとどまっている。このような点からみても、「高度経済成長」以降のわが国の資本の強蓄積下において、主婦労働者層に矛盾がしわ寄せされているといえる。

図1-2 規模別・男女別賃金格差の推移 (男子1,000人以上規模の賃金を100とした場合)



※資料出所：「賃金センサス」より作成

(ただしここでの賃金は「きまって支給する現金給与額」をとった)

第2節 江口英一氏の貧困研究の方法論における諸成果と問題点。

すでに指摘したように、労働者の労働と生活に具体的に現われる貧困の実態を把握し、それを土台として貧困を止揚する社会的な営みのあり方を探っていく上で、現実の労働者の労働-生活過程の実態にもとづいてのその全体像と運動論理をつかむことが必要である。また、戦後の資本の強蓄積過程で多様な階級・階層の分化・分解が進展しているもとでは、階級・階層構成論的な視角から諸階層の貧困の実態にアプローチしていくことも同時に必要であろう。か

かる視角からより一步、現実には踏みこんでの実態の掘り起こしにもとづく研究成果は、決して多いとは言えない。その中で江口英一氏は、戦後いち早く貧困の実態の解明を手がけ、今日まで綿密な実証研究を数多く積み上げてきておられる。本節では、こうした意味で貧困研究の第一人者たる江口氏の方法論を整理し、その成果と問題点を探ることを課題としている。

江口氏の主要な問題関心は、農村を給源とし、戦後新たに都市の底辺に滞留し形成された「貧困層」⁽¹⁾の存在形態の解明にあった。そのねらいは、ウェッブ夫妻またはラウントリーによる古典的な貧困規定⁽²⁾に手がかりを得ながら、かかる「貧困層」の生活実態の把握を通して今日の資本主義社会に適合する「貧困」の、より進んだ科学的形態規定と本質規定をめざすことにある。「貧困層」の実態解明にアプローチするに際し、江口氏はいわゆる「社会階層変動論的貧困分析」⁽³⁾の方法に立っている。それは、貧困研究が、都市「住民の労働・職業・経済的地位・消費生活・文化生活など、生活の全体を総合的に把握しなければならない」⁽⁴⁾という立場から、生活の総体における共通性をもった人々の社会集団としての「社会階層」を措定し、これを分析の用具として用いる方法である。この方法論は、チャールズ・ブースのロンドン調査における方法論を発展的に継承したものであり、昭和28年に始まる東京大学社会科学研究所の調査グループ（江口氏および氏原正治郎氏、高梨昌氏、関谷耕一氏らによる）の富山調査、及び静岡調査によって礎石が置かれている⁽⁵⁾。これをさらに江口氏は理論的にも実証的にも発展させているのである。ここにみられる方法論理を検討していこう。

まず、都市住民の生活実態の具体的な分析にあたっては、職業を中心的なメルクマールとして、世帯をいくつかの「社会階層」に分類する。こうして検出された諸「社会階層」を、所得、消費水準をメルクマールとして序列づけを行い、「社会階層」構成を描き出すのである。そこには、次のような論理が介在している。すなわち「職業を手がかりとし、生産手段の所有の状態を第1規定とし、その産業的規定、就業上の地位、労働の形態や質——熟練獲得の難易、就業の状態の性格によって区分されたここでの『社会階層』は、収入と消費を規定し生活水準を規定するであろう。そこで諸社会階層は、……消費のパターン——生活構造を同じくすることになるであろう」⁽⁶⁾。ここではまず、労働強度、習熟度を伴う職種性格、雇用の形態、賃金の形態とその額とを規定する労働市場要因に着目し、そこに出入する労働者の層を「社会階層」として把握するという視点をうかがうことができる。すなわち「社会階層」の背後には、一定のヒエラルヒーをもちつつ相互に閉鎖的な労働市場との対応関係が措定されているのである⁽⁷⁾。すなわち、資本主義的な経済運動過程を起動因として生ずる労働市場の変動を通じて「社会階層」構成の変容が現われるという発想にもとづいて、労働市場の階層的構造（大企業労働市場、中小企業労働市場、単純日雇労働市場等）と対応する「社会階層」構造を想定するのである。かようにして設定された「社会階層」は静態的な枠組みとしてではなく、生産様式の変容とかかわった動的な構造をもつことになる。しかし、だからといって江口氏は、「社会階層」構成の変容の、経済過程からの一義的な規定性を強調しているわけではない。むしろ「社会の変動」というような具体的な局面を問題とするときには、生産様式の諸変化と、そこに包括される、またそれによって荷なわれているところの、生きた人間によって構成される社会の変動という二重の変化を考えないわけにはいかない⁽⁸⁾としている。つまり、経済過程の変動に伴う労働市場の変動によって、「社会階層」の分化・分解が生ずるという視角を前提におきながらも、その分化・分解を具体的に担う「生きた人間」の側から「社会の変動」をとらえ出そうとするのである。

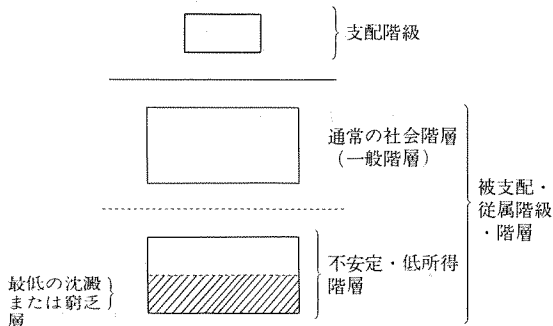
「生きた人間」に視点を据えることから江口氏は、労働者の世帯生活という領域に注目する。

例えば江口氏は、労働市場に流入する労働者の職種の選択という契機を重視しているが、⁽⁹⁾ その際の「主体的条件」⁽¹⁰⁾ として性、年齢、体力といった肉体的条件のみならず、労働者の維持すべき世帯の状況といった世帯的要因を位置づけているのである。ここには、労働者を労働市場に流入する裸の労働力としてではなく、その具体的姿態において、つまり世帯を基礎的な単位として再生産されるものとしてうつし出そうとする意図がうかがわれる。これが「生きた人間」の中味であり、かくして経済変動の過程と必ずしもストレートな形では運動しない世帯という領域が、相対的には独自の領域として意味づけられてくるのである。かように世帯生活を位置づけて「社会階層」を設定する視角は、人々の労働と生活という具体的な場面での貧困の発現形態を問題とする上では、大きな意味をもつであろう。

ところで、以上のような視角から「社会の変動」をとらえれば、その現われとしての階層変動は諸個人の階層間移動を通して把握されることになる。すなわち労働力を提供する側の「主体的条件」と労働条件とを適合させようとする労働者の職種選択という行為が、その所属階層が決定される契機となるのであるが、そうした適合的条件が見い出し得なければ諸個人は、所属する階層を変えざるを得ないわけである。そこで労働力再生産過程と労働市場を結ぶ媒介要因として、所得という問題がクローズアップされてくる。⁽¹¹⁾ 「低所得・低消費」に資本主義社会における貧困の実体を見い出すことから出発する江口氏は、⁽¹²⁾ 世帯の所得と消費のバランスがくずれるところから生ずる階層間移動を、貧困化の動態的側面としておさえる。先述のごとくに、所得をもって「社会階層」の序列付けを行うということの意味は、ここにあると言えよう。すなわち労働市場の階層的構造に照応して、諸「社会階層」の所得水準のランクを想定し、そして所得に規定されざるをえないものとして考えられる消費水準、さらには消費のパターンの共通性を、各々の「社会階層」がもつであろうとする見地に江口氏は立っているのである。

かようにして組み立てられた「社会階層」構造は、諸「社会階層」の重畳した上下関係をなし、相互に「じゅづつなぎ」状に、ないしは「いもづる式」に連なった構造を有しているとされている。⁽¹³⁾ つまり下位にぶらさがっている「社会階層」の重圧が、全体を下へ下へと押し下げる働きをとげており、かように構築されている「社会階層」構造自体が、階層分化・分解を生ぜしめ、最下に「貧困層」部分を析出するパイプの役割を果たしているとされるのである。図1-3は、この「社会階層」構造をシェーマ化したものである。江口氏は以上述べてき

図1-3 社会階級・階層構造



(龍山京・江口英一『社会福祉論』光生館、1974、P.32より引用)

きた方法論の上に立って、「貧困層」(図1-3の斜線部分)、具体的には単純・不熟練労働者、零細自営業者層、日雇労働者層を対象として、その労働と生活の実態の解明を積み重ねてきておられるのである。

これまで江口氏の貧困研究方法の基本的視角について述べてきたが、これは次のようなメリットをもっていると思われる。それはまず、社会を構成する階級・階層構成の中に「貧困層」の位置を求め

る点、さらに戦後の資本の強蓄積下での階級・階層構成がたゆまず変化してきていることに着目し、「貧困層」が析出されてくる過程

を何よりも、変化・運動という動的なものとしてとらえようとしている点である。しかも労働力の再生産過程を相対的には独自の領域としてとりあげ、これと経済過程の変動論理との結びつきを求める中から「社会階層」を設定して具体的な分析論理にまでおろしている点である。こうした点で江口氏の方法論は、貧困研究を階級・階層構成論的な視角から進めていく上での多くの示唆を与えるものであると言えるだろう。

しかしながら同時に、いくつかの問題点がそこには含まれていると思われる。まず第1には、以上の具体的な分析論理から検出された「社会階層」は果たして、労働者の生活の「すべての面を反映した総合的概念」⁽¹⁴⁾ たりえているだろうかという問題である。すなわち先述の論理からすれば、労働力再生産過程（＝消費生活過程）における等質性をもった社会集団としての意味をこの「社会階層」はもちうるとしても、生活の文化的・精神的側面における等質性を主張することは必ずしもできないのではないかと思われる。なぜならば、生産関係上の地位に規定された所得、そしてこれにもとづく消費生活というレベルは、生活の文化的・精神的側面とは何らかの相関関係がありうるとしても、イコールで結ぶわけにはいかないからである。第2の問題は、「社会階層」と、これの構成因子としての世帯および個人相互の関係についてである。江口氏は世帯を単位としての階層間移動をみる時に、世帯主の経済的地位からとらえている。しかし、世帯を構成する世帯主以外の諸個人を単に世帯に従属するものとしてではなく、世帯の階層的地位に規定された役割を担いつつ、世帯を支えている世帯構成員のレベルにまでおりて世帯をとらえ返すことが必要である。とりわけ多就業化が進展している現在にあっては、そうした視点が求められていると思われる。また第3に、すでに述べてきたごとくに世帯の階層間移動は、あらかじめ序列付けがなされている諸「社会階層」の間を移動する軌跡として具体的には把握されることになるが、その場合に、ここでの「社会階層」は消費水準の目安を示す、単なる標識ないしは分析用具に転落してしまうという問題がある。「歴史的構造的な概念」⁽¹⁵⁾ として設定されている「社会階層」は、世帯を構成因子として史的に変動をとげる実体そのものであるわけだが、世帯の階層間移動という視角からみるとそれは、分析用具にすぎないものとなるのである。所得、消費水準に照準を据える貧困研究を進めるというかぎりにおいては、分析用具として「社会階層」を用いることは有効であろう。しかし、歴史的構造的な実体としてある階層の変動の中に貧困問題を位置づけて把握しようとする立場からすれば、江口氏とは異なる視角から階層を設定しなければならない。それは、世帯の階層間移動ではなく、歴史的な階層形成という視角であると思われる。こうした視角から実態に即して階層を洗い出すならば、「貧困層」が自ら社会生活を形成してくる過程で、となり合う層やより上位に位置する諸階層とどの点で結びつきをもちつつ、独自の性格を形成してきたのかという問題がより深く把握できるはずであり、またそれを通して生き生きとした社会変動の論理が摘出されよう。さらにかかる視角に立つことによって、その間には「こえがたい大きな溝」が存する、いまだ貧困があらわな形で現われていない「一般階層」と「貧困層」（図1－3参照）との関係⁽¹⁶⁾ と言われるものの内実がとらえられることになるであろう。そしてこのことは、「一般階層」をもまきこみつつ拡大・深化している現代の貧困のトータルな論理を構築していくという課題にとって、不可欠な視角であると言えよう。最後に指摘しなければならないのは、第3の点ともかわる「社会の変動」をみる視角についてである。江口氏の言うところの「社会関係」は生産関係を意味し、⁽¹⁷⁾ したがって社会関係の総体としてある社会の構造と「社会階層」構造とは同義語として用いられている。血縁関係、地縁関係、職縁関係、および集団、組織との関係といった社会

的諸関係を江口氏は、個人的偶然的要素としてとり扱っているが、⁽¹⁸⁾ 先述の階層形成という視角から社会構造の変動をみる時には、これはより明確な意味づけを与えねばならない領域であると言える。なぜなら生産関係を軸として組み立てられている階級・階層構造を骨格とする社会の構造は、生産組織のみならず、種々の政治的・社会的諸集団、諸組織から組み立てられているからである。こうした社会構造の変動を、文字どおり「生きた人間」が生きる過程を通して、換言すればその階層形成史を通してとり結ばれてきた、かかる諸集団、諸組織との諸関係の総体、その関係構造の変容からつかむことは、貧困を止揚する社会的な営みのあり方を明らかにする上で重要であろう。

ところで江口氏は、先述の方法論に基礎をおきつつも、労働者の労働と生活の実態に密着して彼ら自身の社会的態度や意識、主体的な運動のあり方等に常に関心を払いながら、綿密な実証研究を積み重ねてきておられる。その中で7年がかりの山谷調査の中間報告としてまとめられた最新の労作においては、労働市場的視点から脱却して労働者の労働と生活を取りおさえるという点での、方法論的な変更が宣言されている。⁽¹⁹⁾ そこでは生活過程の実態が、就労状況とのからみ合いから賃金と生活資料との交換という消費生活過程を中心としてとり扱われて分析されており、次の点で興味深い内容を含んでいる。まず「社会生活形成のために最も重要なファクター」⁽²⁰⁾ としての居任形態、住居の状況への着目がなされているとともに、「子供の教育と養育が生活の大きな柱をなす」⁽²¹⁾ ところの地域生活への視点も一応視野におさめられている。しかし家族、親族、職縁、地縁を中心とした社会的諸関係の分析が明瞭には位置づけられておらず、マスコミとの接触状況や家族への仕送り、通信状況等が、「事のついでに聞いておこう」⁽²²⁾ という程度に扱われているにすぎない。また、日雇労働者の社会的形成過程が、出身地、出身階層、学歴、結婚歴という家族史の側面からと職歴遍遷の側面から追われているが、この追跡は、戦後日本資本主義の強蓄積過程での労働市場の構造的変貌を反映した階層的移動と、日雇労働者の排出母胎の分析にその主眼点が置かれている。⁽²³⁾ そこでは出身階層に規定された学歴、初発の職業、その後の家族解体等が、階層間移動の、そしてそれを経ての日雇労働者への転落に至る要因としておさえられているのである。本稿は江口氏のかかる方法論の発展に注目しながら、なおそこに含まれている先述の問題点を克服することを課題としている。本稿の方法論については次の節で述べることにする。

<注>

- (1) これを江口氏は「窮乏層」とも呼んでいるが、この「窮乏層」は自ら下へ下へと階層的に落下してゆくのみならず、より多くの現役労働者を下へ下へと吸引していく槓杆としての機能を果たすものとして把握されている。詳しくは江口英一、松尾均「都市における窮乏層」および「流動的形態」(大河内一男、隅谷三喜男編『日本の労働者階級』第1部第2章および第3章、東洋経済新報社、1955)を参照のこと。
- (2) これは「健康及び体力更には生命力さえも損なはれ、実質的に生命それ自体をさへ危殆におとしめているほどに、生活に必要なもののいづれかを欠いているところの生存の状態」(S & Webb; The Prevention of Destitution, 1911)。あるいは「その総収入が、単なる肉体的能率を保持するために必要な最少限度に足りぬもの」(B.S. Rowntree; Poverty, A study of Town Life, 1901)といった貧困規定である。
- (3) 江口英一「貧困研究の視角」『社会政策学の基本問題——大河内一男先生還暦記念論文集』、有斐閣、1966、P.330。
- (4) 氏原正治郎、江口英一、「都市における貧困層の分布と形成に関する一資料(一)」『社会科学研究』8巻1号、1956、P.66。
- (5) この調査報告書は同上書、および、江口他、「都市における貧困層の分布と形成に関する一資料(二)」

- 『社会科学研究』11巻2号, 1959である。
- (6) 氏原, 江口, 前掲書, 1956, P.85。
 - (7) 江口氏の労働市場論への着想は次の文献によって明らかである。江口英一「労働市場の問題」『講座社会学』6巻, 第2章第1節, 東大出版会, 1957。
 - (8) 江口英一, 「低額所得階層はどちらをむいているか」『経済評論』, 1962, 2月号, P.170。なおかかる視角からの, 社会構成体の変容にせまった研究としては次のものが挙げられる。江口英一, 山崎清, 「日本の社会構成の変化について——都市における——」『日本労働協会雑誌』No.22, 1961, および日本女子大学社会福祉学科生活問題研究会, 「都市生活者の社会構成と貧困——都市生活と貧困の研究, その1——」『社会福祉』8号, 1961。
 - (9) 氏原正治郎, 江口英一, 山崎清, 「日雇労働者の賃金と最低生活費(1)」『社会科学研究』, 14巻6号, 1963, P.92。
 - (10) 氏原正治郎, 江口英一, 山崎清, 「日雇労働者の賃金と最低生活費(2)」『社会科学研究』, 13巻4号, 1962, P.132。
 - (11) 江口氏は所得概念を, 「それを規定する社会的諸関係の面にまで拡充し, 社会階級上の位置を基軸として, 従業上の地位, 就業の規則・不規則性, 産業の種別, 就業する企業または経営の規模, 労働の種類(職種)等々の契機をもふくめた意味での, 規定された所得」として規定している。(江口英一, 前掲書, 1966, P.321)
 - (12) 江口, 前掲書, 1966参照のこと。
 - (13) 籠山京, 江口英一, 『社会福祉論』光生館, 1974, P.36~P.39参照。
 - (14) 氏原正治郎, 江口英一, 前掲書, 1956, P.70。
 - (15) 氏原正治郎, 江口英一, 同上書, 1956, P.67。
 - (16) 江口英一, 前掲書, 1966, P.325以下参照。
 - (17) 氏原正治郎, 江口英一, 山崎清, 前掲書, 1963, P.90を参照のこと。
 - (18) 江口英一, 「都市『不安定就業』の研究」日本女子大学文学部紀要, 16号, 1966, P.54。
 - (19) 「『日雇労働市場』から『日雇労働者』への変更は, 単なるターミノロジーの問題ではなしに, 方法論上の一定の変更あるいは『深化』を合意している」(江口英一他「日雇労働者——山谷の生活と労働——」『社会科学年報』第8号, 専修大学社会科学研究所, 未来社, 1974, P.9。)
 - (20) 江口他, 同上書, 1974, P.175。
 - (21) 江口他, 同上書, 1974, P.247。
 - (22) 江口他, 同上書, 1974, P.51。
 - (23) 江口他, 同上書, 1974, 第2章参照のこと。

第3節 本調査研究における方法論と課題の限定

貧困問題研究の現代的な課題に答えることのできる実証研究の方法論は, 前節でみたごとく江口英一氏においてもいくつかの問題を含んでおり, いまだ十全なものとして確定されていない。こうした中であって, 先述の問題点をすべて埋めるといことがなしえないのは当然としても, 本論文では, 現実の諸個人の全生活の社会的再生産過程のレベルにまでおりて実態を掘り起こすことを通して, 貧困研究を一步でも進めるものとしたいと考える。

現下の高度に発達した資本主義社会にあっては, 独占資本の利潤追求の欲求にしたがって地域産業諸組織が, そして地域社会そのものがたゆまず再編成されている。地域産業を介して地域と結びつき, 労働—生活過程を営んでいる諸個人は独占資本の産業と地域の再編過程では, 常にスクラップ・アンド・ビルドの過程をたどっている産業諸組織のもとにおかれ, その労働—生活過程は不安定化せざるをえない。とりわけ主婦の賃労働者化と農民の賃労働者化を二本の柱とする低賃金労働者の充当により, 労働者全体が「合理化」の波にいつそうたやすくさらさ

れている。こうした中で人々は生活苦と生活不安をかかえこみ、ひとたび失業や事故、病気等に襲われれば飢餓的貧困におちこみかねない危険性を常に有している。人々の労働―生活過程には、それぞれの階層的地位に応じたかような階級的規定性が刻印されているが、人々は貧困化の進展に対してさまざまな創意をこらして自らと家族の生活の再生産過程の維持と向上を願って、家族ぐるみ、地域社会ぐるみ、そして国民的なレベルでこれに対応しつつ克服していかざるをえない。資本の蓄積過程でもたらされる貧困化が、人間の生活を非人間的なものとして相互に対立させ孤立化させていけばいくほど、諸個人は社会的連携のきずなを強めていかざるをえない。すでにフォーマルな社会機構として定着し保障されている諸権利の上になって、諸集団、所組織への参与を通してこれは追求されていく。

しかしかかる過程は単純なものではない。労働―生活過程にもとづく人々の生活要求も意識も多様である。労働―生活過程分析⁽¹⁾⁽²⁾は、そうした個人の多様性を視野におさめ、その上で職場と世帯を主軸とした労働―生活の追いつけから、社会機構―構造変動へと至るプロセスを考察しようとするねらいをもっている。したがってここでは、生業の場としての職場と生活の本拠としての世帯との関連が主要な分析視角となる。そして労働―生活過程に現われた貧困化現象の諸形態を把握するとともに、それへの種々の対応形態とそれでもなおかつ解決の問題がどのように存在しているのか、そのもとで諸個人がいかなる諸要求を産出しつつ貧困を社会的に克服するに至る道をいかようにして歩んでいるのか、という問題へのアプローチをこの労働―生活過程分析は可能とするのである。⁽³⁾

貧困問題を社会階級・階層構成論的視角から解いていく上での社会階層は、かかる方法論にたてば、江口氏のそれとは次のようにちがった方法論理にもとづいて設定されることになる。まず、諸個人のとり結ぶ生産関係の具体的表現としての職業と所得を軸として営まれている諸個人の労働―生活過程の実態を洗い出すことから、階層を設定していく。その際、社会的経済過程の諸変動は、諸個人の労働―生活過程の変容として刻印されることになるが、諸個人が世帯を単位としてこれに対応しつつ生活を形成してきているという視角からその具体的変容を問題とする。さらに諸個人のこうした労働―生活過程の営みを、世帯の内部にまでおりて世帯構成員の担う役割構造、その変容というレベルから包括的にとらえ出すのである。こうして設定される社会階層は、諸個人が現実にとり結ぶ社会的諸関係の構造を介して社会機構―構造とのからみ合いをもつことになろう。以上の方法論に立つて本研究では、労働―生活過程分析に焦点を定め、貧困の実態の解明とそれの社会的な止揚過程を解く上での基底をなすところまで追いつけていきたいと考える。

次に、対象を勤労者世帯における主婦の賃労働者化にしばることとかわる具体的な分析方法と論理を明らかにしよう。なお対象地と対象企業の位置づけは次の章で行うので、ここでは触れない。

まず第1に、主婦労働者の労働―生活過程を、現実の職場生活と世帯生活とを結ぶ1日の全生活過程のあり方を探ることからとりおさえる。言うまでもなく主婦労働者は、世帯における主婦としての役割、すなわち家事・育児・教育等の世帯生活維持の役割を負うとともに、その稼得する賃金で世帯の家計の一旦を支えるという家計維持の役割をも合わせもっている。そこでまず、主婦労働者が現におかれている職場においての労働諸条件を克明に調べ、そこから労働者としての彼女たちの社会的労働生活の実態を把握する。すなわち職場での作業・管理・組織体系の特徴と、その中での主婦労働者の位置づけと役割、および具体的な労働時間等の労働

諸条件と賃金水準を基底にして労働の実態を明らかにする。(第2章, 第2節)。ついで世帯を単位とした家庭生活に焦点を定め、彼女たちが世帯で担う家計維持の役割を土台とした生活維持の構造を分析する。これは家族の構造と不可分にかかわる側面であり、主婦専業の世帯における主婦の役割と、共働き世帯におけるそれとの相違が顕在化せざるをえない領域である。職場における主婦労働者の労働条件は、それが低賃金労働力として資本によって位置づけられていることから明らかなごとく、劣悪なものとして存することは一般的にも看取されうるが、こうしたことからくる矛盾、しわよせは、家族生活の維持の役割をも遂行する主婦労働者自身に、そしてその家族員の上に集中的に現われざるをえないといえる。ここでとりあげるのは、夕張市の新規誘致企業的主婦労働者に限られている。もしも、より多くの階層における主婦労働者との比較が可能であるならば、それらの生活実態の階層的相違を基準とした、しかも主婦に焦点をしばっての、現代における貧困の実態が明らかにされるにちがいない。(第2章, 第3節)。

以上のように主婦労働者個人からその構成する世帯へと射呈をのばしていくならば、その労働者を支える世帯の構造と、又、一定の階層的地位を占める世帯を支える内部構造、そのもとの諸個人の担う地位と役割とが明らかにされよう。さて以上は現断面で切ってみたときのそれであったが、これは史的な縦断的な構造の上に成り立っている。この史的文脈にまでおりて家族の生活史をとりおさえるならば、そもそも主婦が賃労働者化せざるを得ない構造がそこに刻印されているにちがいない。そこでこの生活過程のもうひとつの側面としての生活史をとらえるが、その際、まず主婦自身の結婚前にまでさかのぼる職業遍歴を分析する。(第3章, 第1節)。次いで主婦の構成する家族の歴史を夫の職業変遷を中心に考察し、夫の職業の階級的規定性をうけての家族生活の変動とそのもとの主婦が賃労働者化するに至る諸要因をみていく。この縦断的なアプローチからは、現状に至るまでの階層形成の歴史を、そこで担う諸個人の役割の階級的規定性とその役割の変容を伴った累重的な構造をもつものとして、把握することができる。(第3章, 第2節)。この生活史の領域は現代における貧困化の進展という問題、およびその社会的な止揚過程という問題を解く上で少なからぬ意味をもつと考えられる。すなわち、戦後の「高度経済成長」過程において実質賃金の一定の上昇傾向に典型的に示される、労働諸条件のより劣悪な段階からの相対的上昇が、労働者の生活史の中に刻印されているとき、現代の貧困の受けとめ方それ自身が、決して単純なものではないという現実を解く鍵を与える領域となる。また人びとは自らの生活史の積み上げの中から、現状を評価し認識しており、それにもとづいて諸要求を生み出している。人びとは自らと自らの家族の生活を防衛するために、ひとたび生活上の諸変動が生じれば、まず世帯を中心としてこれに対処しつつ生活を営んでいるが、かかる個別的な世帯を単位とした対応は、さらに進んで、血縁、地縁等を中心とした生活防衛の社会的諸関係を作り変え、また生み出さざるをえない。労働-生活過程は実は、こうした種々の社会的諸関係を介して営まれているのである。したがって最後に社会的諸関係のあり方を face-to-face のそれに限定し分析してゆく。(第3章, 第4節)。この face-to-face の社会的諸関係は、諸個人が自らの労働-生活過程にもとづく諸要求に確かな方向性を与えるものとして、換言すれば諸要求の社会的組織化にとっての土台をなす領域であると言えよう。

本研究における具体的な分析手続き、及びそれを貫く分析論理は以上のごとくである。以下、これに従って夕張市における新規誘致企業に就労する主婦労働者の生活実態を、事例的に明らかにする。そしてその上で、現代における貧困問題に関する若干のコメントを行い、今後の礎石としたい。

〈注〉

- (1) この方法論の詳細については以下の論文を参照のこと。布施鉄治、岩城完之、小林甫、「生活構造と社会構造変動に関する一考察」『社会学評論』99号、1974。および布施鉄治、「社会機構と諸個人の社会的労働—生活過程」『北大教育学部紀要』第26号、1976。
- (2) 本論文のよってたつ方法論のもつ意義は次のごとくである。すでに布施鉄治氏、岩城完之氏、小林甫氏等が明らかにしているように現下の高度に発展をとげつつある資本主義社会の社会分析枠として、資本の高蓄積過程における経済過程のレベルを土台にしながらも、この経済的なレベルと社会構造—機構レベル、生活過程レベルとを峻別してとらえる必要がある。もとより社会の現実そのものは、これら三者の複合した絡み合いとしてたち現われていることは言うまでもない。しかし経済的レベルにおいては、社会的生産—社会的消費にかかわる総経済過程が問題となる。したがって、そこからは経済機構—構造レベルの問題、つまり産業の地域的不均衡発展を土台とした中での階級的矛盾の問題の提起がなされる。これに対し、社会的生活過程レベルからの追上げは、社会的生産—消費過程のレベルにとどまらず、現実の人びとの労働—生活過程が問題となる。すなわち、社会的生産の場のみではなく、諸商品の交流・流通の場、さらに各種サービス・教育の場、行政の場をも含めた諸機関において人びとは生業を得ており、又生活の本拠として家族、世帯を現に有していることから、生業の場としての諸機関、および家族、世帯との関連がここでは主要な分析視角となる。こうした視角からは、現実の問題として、社会的生産の場を得ていない無業の主婦層にも光をあてることができる。そしてかかる主婦層の把握の上にたつて、新たに賃労働者化した主婦労働者の問題をとらえることができるのである。かように、資本主義社会における人々の生活の把握のいきおよぶ射程は、第1の経済的レベルと第3の生活過程レベルとは相違する。
ところで第2の社会構造—機構レベルは、先の第1と第3のレベルとはまた位相が異なり、両者のいわば媒介項をなしているということができる。すなわち第1のレベルからのアプローチは、資本の価値増殖過程に主導されての階級的力関係の基盤を総体としてえくり出すことになる。第3のレベルからのアプローチは、これに規定されながらもその階級的諸矛盾を止揚せざるをえない人びとの、生活に根ざした止揚過程を把握しうる。そして第2のレベルでは、その両者がぶつかり合うところでゆれ動く力関係の、社会的構造を問題としているのである。というのは、人びとの現実的な生活過程は、孤立的ではなく、職場、世帯、学校集団等を含む地域社会に存する諸組織、集団の中でそれ自体、社会的な過程として営まれている。換言すれば、諸個人は多様な社会的諸関係のネットワークの網の目に位置して労働—生活過程を営んでおり、階級的な諸矛盾もかかる諸関係を媒介として立ち現われるのである。又、そうした生活過程に現われる諸矛盾を止揚する過程も、孤立した個人の裸の形の反抗としてではなしに、かかる諸関係を介して、集団、組織に担われながら、その社会的諸関係のあり方そのものの変容を通して、ひいてはフォーマルな社会的力をもつ制度的保障を社会機構の中にたくわえていく営みとしてたち現われるのである。かような意味において第2のレベルでは、階級的力関係のもとでたゆまず変動していくものとしてある社会構造を問題としている。さて本稿では、以上で述べた三領域のすべてを分析視角として用意しているものではない。前述の第3領域としての社会機構—構造分析の領域に関しては、先にも述べたごとく face-to-face の社会的諸関係レベルに限定している。
- (3) ここで、この労働—生活過程論と関連して触れなければならないのは、近時の社会学において、この領域が「生活構造論」としてにわかに論議が高まっていることである。それは、機能主義的な立場に立つ「生活構造論」（松原治郎「生活体系と生活環境」『生活構造の理論』有斐閣、1971。青井和夫「生活体系論の展開」同上書、1971、等）はおくとしても、マルクス主義社会理論を導入し「繁栄の中での貧困といった多様性をもった生活問題」にせまる「生活構造論」の構築をめざす研究である。（副田義也「生活構造の基礎理論」同上書、1971。園田恭一「生活構造」『生活原論』ドメス出版、1971等）。副田氏は「生活構造論」を次のごとく位置づけている。「生活構造の研究が必要であるということは、……………研究対象の解析を無制限に経済法則、歴史法則に拡散させたり、人間論の次元に安易に収斂させるという傾向にたいして、それぞれの歯どめの役を果たす可能性をもっている」（副田、前掲書、1971、P.48）。副田氏のこの位置づけは、われわれの問題とする「生活過程論」の位置づけと非常に近いと言える。しかし副田氏、園田氏の場合には、人々の生活をめぐる経済的・社会的・文化的・心理的部面等のからまり合いから、現実の生活の展開を見ようとする意図を有してはいるが、そうした生活の基底に消費生活を据えることに

どまり、生活過程の総体をとらえる方法論理に欠けている。また、現実的な生活過程から社会の構造的変動に至る論理も提起されておらない。したがって彼らは生活の現状の単なる指摘か、又は生活保障問題に「生活構造論」を収斂させざるをえず、社会学的方法のもつメリットから江口氏の方法論をより発展させるものとはなっていないといえよう。

第2章 新規誘致企業に就労する主婦労働者の労働—生活過程に関する考察

本章では、夕張市の新規誘致企業に就労している主婦労働者の労働—生活過程の実態をとりおさえることを課題としている。その際、まずはじめに、対象とした夕張市の概況と対象企業の位置づけを明らかにする。次いで主婦労働者の職場生活の実態、および世帯生活の実態を説明していく。

第1節 対象地、対象企業の概況と対象者の諸属性

本調査研究で対象地とした夕張市は、昭和45年時点で全国の約50%の出炭量をもつ北海道において、その30%強の出炭量と炭鉱労働者を擁する産炭都市である。この夕張市では、石炭産業の「合理化」政策が強行されてくる中で、昭和37年から昭和48年に至るまでの11年間に18鉱が閉山した。これに伴って昭和35年から48年に至る13年間に、10,350人もの炭鉱労働者が離職

表2—1 道内産炭6都市の産業別就業者数の推移(昭和35年—47年)

		建設業	製造業	卸小売業	サービス業	金融保険業	鉱業	計
夕張	A. 35年	(7.5)	(6.5)	(14.1)	(10.9)	(1.1)	(51.6)	(100.0)
	B. 47年	(8.5)	(8.0)	(16.6)	(14.7)	(1.9)	(42.0)	(100.0)
	B/A×100	88.1	94.9	90.8	104.2	132.2	63.1	77.5
美唄	A. 35年	(11.2)	(7.6)	(17.6)	(17.0)	(2.1)	(37.3)	(100.0)
	B. 47年	(19.1)	(16.6)	(23.6)	(23.4)	(2.7)	(4.1)	(100.0)
	B/A×100	109.1	139.1	85.5	88.0	82.8	7.0	64.0
芦別	A. 35年	(7.7)	(6.9)	(19.2)	(13.4)	(1.3)	(44.7)	(100.0)
	B. 47年	(12.1)	(15.6)	(20.1)	(17.7)	(3.1)	(21.9)	(100.0)
	B/A×100	131.7	189.6	87.9	111.0	203.6	41.3	84.1
赤平	A. 35年	(13.1)	(2.9)	(15.4)	(14.7)	(0.6)	(47.8)	(100.0)
	B. 47年	(10.0)	(10.3)	(18.8)	(16.0)	(1.7)	(35.9)	(100.0)
	B/A×100	66.9	314.3	106.1	95.4	254.4	65.4	87.1
三笠	A. 35年	(12.5)	(3.7)	(14.5)	(12.5)	(0.6)	(52.0)	(100.0)
	B. 47年	(14.2)	(13.1)	(16.2)	(17.6)	(1.7)	(25.3)	(100.0)
	B/A×100	70.8	223.1	70.0	87.5	175.5	30.3	62.3
歌志内	A. 35年	(3.4)	(1.8)	(10.6)	(8.8)	(0.3)	(72.1)	(100.0)
	B. 47年	(7.1)	(7.8)	(22.0)	(19.6)	(0.5)	(32.1)	(100.0)
	B/A×100	91.8	150.4	71.1	76.7	56.8	15.3	34.3

※① ()内は構成比(%)を示す

② B/A×100は、昭和35年を100としたときの47年の指数を意味する。

③ 資料出所：「事業所統計」(昭和35年、47年)より作成。

し、人口も35年の114,170人をピークとして49年には53,699人（35年を100とすれば35.7）へと激減している。石炭産業の衰退が地域の産業構造と就業構造に大きな変化をもたらしていることは、表2-1から看取することができる。これによれば、夕張市をはじめとする道内の産炭6都市の就業者数は、昭和47年には35年を大きく下回り、ならして68%に落ちこんでいる。その中で夕張市を除く5都市では、石炭産業の衰退に対して製造業の伸びが目立ち、とりわけ赤平市と三笠市においてはその傾向が顕著である。これは、これら5都市が、「ポスト産炭」を想定した製造業の企業誘致に積極的な挺入れをはかっていることの現われである。ところがそれに対して夕張市では、製造業ではむしろ落ちこんでいる。製造業と並んで石炭産業と関連する部門である建設業においても、そして卸小売業においても、就業者数は47年には35年の9割前後に軒なみに減少しているのである。しかし鉱業部門そのものにおいては、47年には35年の63.1%に落ちこんではいるが、他の5都市のこの部門の落ちこみに比すればその度合は最も少なく、47年度でも鉱業部門就業者は全就業者中42.0%をも占めている。かかる事実はその他5都市と比較した場合、夕張市では、今なお石炭産業への依存の度合が高く、製造業を中心としての「ポスト産炭」が、当面の中心的課題として志向されてはいないということを示していると思われる。⁽¹⁾

しかし夕張市でも、徐々にではあるが製造業の企業誘致がすすめられている。昭和49年度までに表2-2にみられるような14企業が、各種の優遇措置を受けて進出しており、⁽²⁾これらはいずれも本州か又は札幌に本社をもつ中小企業である。

本調査研究で対象として選定したのはこれらの新規誘致企業のうち、A企業とB企業の2企業である。A企業は昭和46年8月に誘致された額縁製品と半製品とを製造している220人規模

表2-2 新規誘致企業の概要

進出工場	資本金	製 品	従業員数	進出年度	本社所在地
A 企業	60 (百万)	額 縁	220人	昭和46年	愛 知
B 企業	3	ぬいぐるみ	40	47年	東 京
C 企業	10	産業資材、織物	45	48年	福 井
D 企業	305	清 酒	50	41年	札 幌
E 企業	8	高周波コイル	30	46年	横 浜
F 企業	2	割 箸	35	43年	東 京
G 企業	150	断熱材	50	48年	神 奈 川
H 企業	1	男児高級服	40	48年	大 阪
I 企業	40	楽器用単板	60	48年	愛 知
J 企業	10	紳士服	40	48年	札 幌
K 企業	10	コンクリート製品	20	48年	札 幌
L 企業	19	木製パネル	20	48年	札 幌
M 企業	70	高級家具	65	49年	愛 知
N 企業	10	ワイシャツ	80	49年	東 京

※資料出所：夕張市（昭和49年）

の企業である。これは額縁製造・販売の5業者が、産炭地域振興公団の融資を受けることから協同組合を結成し、日本ではじめての額縁一貫製造メーカーとして夕張市に進出したものである。夕張市の誘致企業の中でも群を抜くトップ企業であり、最も有望視されている。⁽³⁾またB企業は、昭和47年9月に誘致されたぬいぐるみ製品製造の40人規模の企業である。販売を中心

とする本社が東京にある同族経営の有限会社であり、夕張工場の他には埼玉県に杉戸工場があり、韓国、スペインへの進出も企画しているという。当該業界では年商、規模ともに第1位を占めている。これら両企業の主要な経営指標は表2-3㉔、㉕に掲げておいたが、A企業の売上高の年次別変化に端的にあらわれているように、めざましい急成長という点に経営の特徴がある。

表2-3㉔ A企業の経営指標

年 度	売上高	労務費	諸経費
46年度	9,000 万円	—	—
47年度	38,000 万円	9,500 万円	12,000 万円
48年度	78,000	10,800	56,000

表2-3㉕ B企業の経営指標

年 度	売上高	労務費	材料費	輸送費	諸経費
47年度	7,000 万円	1,260 万円	3,150 万円	560 万円	350 万円
48年度	9,000	2,250	4,050	1,080	450

以上の2企業が夕張市に進出した動機は、両企業ともに産炭地域振興公団と夕張市による融資等の各種優遇措置を受けるメリットを活用することが第1に挙げられる。またB企業の会長でありかつ、夕張工場の工場長である人物は、夕張市の炭鉱労働者世帯の出身であるが、「本来ならば地場産業のさかんなところに進出するのが常識である」が、出身地元の振興を気負って進出したという。進出動機の第2は、炭鉱閉山による労働力が豊富に存在し、これを安価に獲得しうるのであるというねらいにあったと見られる。このことは誘致企業の賃金水準からおおよそのうらづけが得られる。すなわち誘致企業の賃金は、A企業の進出時に夕張市が提示した基準賃金によって基礎づけられている。その基準賃金表は表2-4㉔に示しておいたがこれ

表2-4㉔ 市が新規誘致企業に示した基準賃金表(46年度)

年 令	市提示の基準額	全道製造業平均	全国製造業平均
15(才)	25,500(円)	25,700(円)	31,700(円)
16	26,000	25,700	31,700
17	26,500	25,700	31,700
18	27,000	32,150	39,800
19	27,500	32,150	39,800
20	28,000	32,150	48,800
21	28,500	32,150	48,800
22	29,000	32,150	48,800
23	29,500	32,150	48,800
24	30,000	32,150	48,800
25	29,700	36,850	65,500
26	29,400	36,850	65,500
27	29,100	36,850	65,500
28	28,800	36,850	65,500
29	28,500	36,850	65,500
30	28,100	41,900	75,200
31	27,800	36,850	75,200
32	27,800	36,850	75,200
33	27,800	36,850	75,200
34	27,800	36,850	75,200
35	27,800	44,200	76,000

※資料出所：夕張市および「賃金センサス」(46年)

表2-4㉕ 夕張市の製造業の平均賃金(46年度)

男	60,810(円)
女	26,480
平 均	45,070

※資料出所：夕張市

によれば、最高でも30,000円、最低では25,500円となっている。これは全国および全道の製造業の平均賃金と比しても低く、しかも表2-4㊸にみるごとく、夕張市の製造業の平均賃金よりもなお低くおさえられている。以上のことから、夕張市の企業誘致に際してのコマーシャル・ポイントが、安価な労働力の獲得という点にあったことは明らかであろう。

さて次に、各企業がいかなる労働力の確保をねらっていたのか、現実の労働力構成はいかように推移したのか、という問題をみてゆこう。A企業の場合には、主として中高年令の炭鉱離職者と若年労働者の確保を意図して進出している。しかし表2-5㊹にみるごとく、創業時点では新卒者を含む未婚男女の応募が殺到し全体の58%をも占めたが、残りの大半は主婦であった。期待した炭鉱離職者はわずか9名しか確保しえなかったのである。さらに未婚男女が3年間に採用時の50%も移動しており、表2-5㊺に明らかごとく。このような若年労働力の激しい流出を補うべく主婦が採用され、49年時点は全労働者の5割弱を主婦労働者が占めることになったのである。

表2-5㊹ A企業への応募者と採用者内訳
(46年7月)

		応募者	採用者
未婚者	中学新卒	96人(25%)	78人(33%)
	高校新卒	12 (3%)	9 (4%)
	その他	118 (30%)	87 (37%)
既婚者	男子	19 (5%)	9 (4%)
	女子	137 (37%)	52 (22%)
計		382 (100%)	235 (100%)

表2-5㊺ A企業の労働力構成の推移

	47 年	48 年	49 年
男子	108人(9)	94(不明)	84(不明)
女子	127 (52)	133 (80)	114 (88)
計	235 (61)	227	198

※()内は既婚者数

※なお、48年および49年度の男子既婚者数は不明である。

表2-6 B企業の労働力構成の推移

	47 年	48 年	49 年
男	3人(0人)	6人(1人)	7人(0人)
女	32 (4)	38 (14)	37 (12)
計	35 (4)	44 (15)	44 (12)

※()内は既婚者数

またB企業では、24才未満の未婚女子労働力の確保に努め、主婦は「夫の働きに頼っているため真剣ではなく、ひやかし程度のものが多い」という工場長の判断によって、極力主婦の採用は避けられた。しかし表2-6にみるごとく、未婚女子労働者の移動を補うため、主婦に依存する割合は高くなってきており、昭和49年度時点では全体の $\frac{1}{3}$ が主婦労働者によって占められている。以上のごとく両企業ともに、当初の意図とは別に主婦労働者の比重が年々高まりゆく傾向にある。

本調査研究では、かかるA、Bの2企業に就労する主婦労働者層11名をランダム・サンプリングし、これに面接調査を実施した。さらにこれら主婦労働者と比較・検討するために、両企業の主婦労働者以外の労働者各層、22名にも面接調査を行った。又、誘致企業の主婦労働者の状態を浮きばりにしていくためにC企業(表2-2を参照のこと)の主婦労働者14名に対しても同様な調査をとり行った。この他、A、B、C企業をはじめ市役所の機関調査を行って資料を得た。この調査実施期間は昭和48年11月7日から11月15日、および49年8月30日から9月5日であり、北大教育社会学研究グループの調査の中に位置づけられてこれを行った。入手したサンプルの打訳とその属性については表2-7を参照されたい。

表2-7 サンプルの属性についての概要

		事例番号	年齢	学 歴	労働部門・地位	賃金	勤続 年数	家族構成 (□は本人, ●は有業者)	計
A	既 婚 男 子	A①	55才	高 小	事 務	千円 50	1年	夫-妻-次男-五女	5人
		A②	31	工 業 高	Ⅶ, 洋額 係長	85	2	夫-妻-長男	
		A③	37	高校中退	Ⅷ, 組縁 班長	84	3	夫-妻-長男	
		A⑦'	45	旧制工業	生産次長	100	3	夫-妻-長男-次男-三男	
		A⑨'	30	高 校	Ⅴ, 塗装係長	75	4	夫-妻	
	既 婚 女 子	A④	42	中 学	Ⅶ, 洋額	22	2	夫-妻-次男-長女	8人
		A⑤	43	高女中退	Ⅸ, 仕上げ班長	35	3	夫-妻-長女-次女	
		A⑥	42	中 学	Ⅱ, ガラス切断	30	1	夫-妻-長女-次女-三女	
		A⑦	45	中 学	Ⅸ, 仕上げ	35	3	夫-妻-長男-次男-三男	
		A⑧	26	中 学	Ⅳ, 下地調整	35	2	父-母-夫-妻-長男-長女	
		A⑨	24	高 校	事 務	37	3	夫-妻	
		A⑩	37	中 学	Ⅴ, 塗 装	30	2	夫-妻-長男-次女-三女	
		A⑪	43	中 学	Ⅶ, 洋 額	30	2	妻-長男	
	未 婚 男 子	A⑫	16	中 学	Ⅱ, 木 取	30	2	妻-長女-長男-長女の子供	3人
		A⑬	24	中 学	Ⅳ, 下地調整	46	2	(単身)	
		A⑭	17	定時制高 校 2 年	Ⅱ, 四面カッター	45	3	(単身)	
	未 婚 女 子	A⑮	22	中 学	Ⅷ, 組 縁	30	3	夫-次男-三女-四女	3人
		A⑯	19	中 学	Ⅴ, 塗 装	17	1	夫-妻-長女	
		A⑰	17	中 学	Ⅵ, 和 額	29	3	夫-妻-長女-次女-長男	
B	既 婚 男 子	B①	55	小 学	Ⅳ, モルトづめ	41	1	夫-妻-長女-次女-三女-次男-四女	1人
	既 婚 女 子	B②	41	高女中退	Ⅱ, ミシン	26	2	夫-妻-長女-長男	3人
		B③	35	中 学	Ⅱ, ミシン	29	1	母-夫-妻-長男-長女	
		B④	50	小 学	Ⅲ, 目つけ	29	2	夫-妻-長男	
	未 婚 男 子	B⑤	20	高 校	Ⅳ, モルトづめ係長	40	1	母-夫-妻-長男-次男	3人
		B⑥	19	職 業 訓 練 校	Ⅰ, 裁断係長	40	2	夫-妻-長男-次男	
		B⑦	15	中 学	Ⅳ, モルトづめ	28	1	夫-妻-次男-三男	
	未 婚 女 子	B⑧	24	中 学	Ⅵ, ちり払い	35	2	夫-妻-長女-三男	7人
		B⑨	16	中 学	Ⅱ, ミシン	30	2	妻-次女	
		B⑩	18	中 学	Ⅴ, 首つけ	29	2	夫-妻-次女	
		B⑪	20	中 学	Ⅱ, ミシン	30	2	夫-妻-次女-三女	
		B⑫	16	定時制高 校 2 年	Ⅲ, 返 し	28	2	夫-妻-次女-三女	
		B⑬	20	中 学	Ⅱ, ミシン	28	2	妻-三男-長女-四男	
		B⑭	23	中 学	Ⅱ, ミシン	29	2	妻-長女-長男-次女-次男	

注 1) 労働部門については図2-1および図2-3を参照のこと。

2) A⑦, A⑨'は, A⑦, A⑨の夫を意味する。

3) C企業の既婚女子14名の属性は割愛した。

第2節 職場生活の実態

本節では、これらの誘致企業に就労する主婦労働者の現実の職場生活の実態を明らかにし、

表2-8 A企業における労働諸条件のあらまし

a. 労働時間等 イ) 勤務時間 ロ) 休憩時間 ハ) 有給休暇 ニ) 休日	(月～土) 8:05～16:20 (実働7時間25分) 昼休み 11:50～12:30 (40分) 中休み 14:50～15:00 (10分) 1年目 なし 2年目 6日、以降1年ごとに1日増す。(但し、役職者は1年目から6日、以降1年ごとに1日増す。) 日曜、祭日
b. 賃金 イ) 賃金形態 ロ) 平均賃金 ハ) 最低日給 ニ) 基本給算定基準 ホ) 諸手当 ヘ) 昇給	日給月給制 (但し班長以上の役職者は月給制) (48年) 男子 70,000円 (49年) 男子 82,000円 女子 34,000円 女子 46,000円 (48年) 1,115円 (49年) 1,350円 市の基準賃金(表2-4㊦)をベースに、製造業の最低賃金を下まわらないよう考慮している。これに本人の技術水準を、班長、職長による第1次成績査定→係長による第2次査定というルートを通じて加味し課長が最終的に決定する。 ○役職手当 次長 18,000円/月 係長 7,000円/月 班長 5,000円/月 ○通勤手当 実費 ○住宅手当 世帯主のみ2～3,000円/月 ○扶養手当 家族1人につき1,000円/月 ○石炭手当 年1回 4,500円 ○皆勤手当 4,000円/月(1日休むと2,000円、それ以上はなし) ○残業手当 240～250円/時 ○ボーナス 夏季1.5ヶ月分 冬季2ヶ月分 年1回、4月「世間相場なみに」アップする。(49年の場合、平均30%、1万2千～3千円アップ)
c. 母性保護規定 イ) 生理休暇 ロ) 産前産後休暇 ハ) その他	申請すれば月1日、但し無給。 各45日間、但し無給。 有機用剤を使用するため、基準以下の濃度を保つよう、換気扇を設置している。気分が悪くなった人は外へ出るよう指導に努めている。
d. 管理体制	理事長→部長→次長→課長→係長→職長→班長_(9～18人) _{(1人) (2人) (3人) (6人) (9人) (9人)} 但し、係長以下は各現業部門に所属している。
e. 福利厚生施設等	○独身寮(10人)ーテレビ、ピンポン台、レコード設備あり ○食堂 ○社内サークル(野球、ソフトボール、ダンス) ○社内旅行 年1回
f. 組合活動	組合はないが親睦会組織あり。若年男子が中心となって発足。会社との交渉機関としての役割を果たしている。

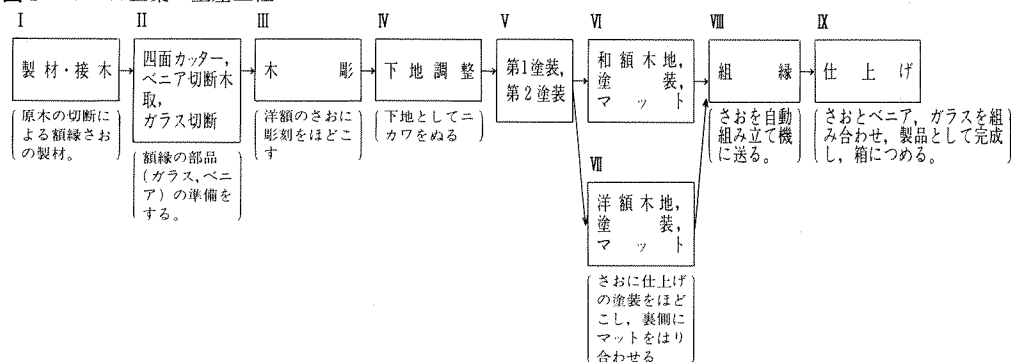
そこで彼女たちががかかえている諸問題を浮きぼりにしていくことを課題としている。以下、企業別に考察していこう。

〔1〕A企業における労働諸条件と主婦労働者

A企業の労働諸条件のあらましは表2-8に掲げておいた。まず労働過程において主婦労働者が担う役割を明らかにし、次いでそうした役割を遂行していく上での労働諸条件の問題点を考察しよう。その際、B企業と比較する上で製造業部門にしぼらざるをえない。

A企業の製造部門における生産工程は、図2-1に示したように9部門からなっている。これらのうちで中心的な工程は、額縁のさおに塗装と模様をほどこすⅢからⅦまでの部門である。Ⅰ部門およびⅡ部門の木取、四面カッターは、大型機械を用いての熟練を要する作業である。Ⅱ部門のガラス切断とベニア切断とは1mmを争う精度の高い作業となっている。ⅣからⅦまでの部門は、下地の調整から荒塗りを経て模様入りの仕上げ塗装に至るまで、立って手塗りをするかもしれない、50cmから100cmのさおを一本一本自動塗装ローリングマシンに送り込む作業であるが、これは本州ではもっぱら男子が行っている。なお各部門で仕上がったものをたばね、次部門へ手押し車で運搬する作業が全部門ともにあるが、これにはかなりの腕力を要する。なかでも、ベニアとガラスが組み合わされた完成品はかなりの重量であるため、これを1ダースずつ箱につめて運搬する作業をとり行うⅨ部門では重労働となっている。

図2-1 A企業の生産工程



次に各部門への人員配置を見てゆこう。若年労働者の流動の激しさを主婦労働者で補充せざるをえないため、婦人労働者が全体労働者の約6割を占めるに至っていることはすでに指摘したが、そうした中で48年9月現在では表2-9④にみるような人員配置がなされている。本州では主として男子が行っているというⅣからⅧまでの部門でも婦人は5割以上を占め、とりわけⅥ部門での婦人の構成比は81%にも及んでいる。さらに注目すべきことは、大型機械の操作に熟練を要ししかも危険度が高いという点ではこれらと同様なⅠ、Ⅱ部門における、婦人の構成比のばらつきである。すなわちⅡ部門では、全部門中で婦人が最も少なく配置されており38%を占めるにすぎないが、Ⅰ部門では67%も婦人によって占められている。かようなばらつきを見せる人員配置からは、創立当初に若年男子を十分に確保できなかったために、もともと労働過程の特質に見合った人員配置がなされていなかったのであろうことが推察される。さらにその後の若年男子の移動による穴埋めのために、主婦労働者が重労働部門にも次々に送り込まれた結果、以上のごとき人員配置がもたらされていると考えられる。こうした人員配置のもとでは畢竟、

表 2-9① A企業における部門別人員配置 (48年9月現在)

<製造部門>

	男 子	女 子	計	女子の構成比
I	8人	16人	24人	67%
II	10	6	16	38
III	5	4	9	44
IV	12	10	22	46
V	7	17	24	71
VI	3	13	16	81
VII	15	18	33	55
VIII	8	6	14	43
IX	0	14	14	100
計	68	104 (80)	172	60%

<管理事務部門>

	男 子	女 子	計
管 理 課	4人	18人	22人
製造事務課	4	1	5
営 業 部	7	2	9
総 務 部	11	13	24
計	26	34	60

※ () 内は既婚者数

婦人労働者が本来男子の行うべき労働を肩がわりせざるをえなくなっている。

以下、具体的な事例を挙げながら労働諸条件の実態を考察してゆこう。調査によって得られたサンプルの所属部門は表2-9②に掲げておいた。II部門は大型機械を用いてさおをカットする部門であるが、ここでは男子6人が四面カッターでさおを切り出し、これを3人の婦人労働者がしばるという役割分担になっている。四面カッターをうけもつA⑭は、「自分の仕事は危険であり汚い。生産計画にもとづくノルマがきつすぎて、達成率はいつも30%前後である。これを達成するためにはもっと人が必要である。」としている。こうしたノルマに追われる労働密度の高さから、「実働時間を短くし、休憩時間をふやす必要がある」と指摘している。A⑯はガラス切りを行っているが、それはガラスの破片が飛び交う危険な作業である上に、高いノルマが課せられるため危険度は一層増加せざるをえない。IV部門のA⑧は、立った姿勢でさお

表 2-9② 部門別サンプル分布状況

		既婚男子	未婚男子	既婚女子	未婚女子	計
製造部門	I					16人
	II		A⑫, A⑭	A⑥		
	III					
	IV		A⑬	A⑧		
	V	A⑨'		A⑩	A⑯	
	VI				A⑰	
	VII	A②		A⑪, A④		
	VIII	A③			A⑮	
	IX			A⑤, A⑦		
事務部門		A①, A⑦'		A⑨		3人
計		5人	3人	8人	3人	19人

※□は係長, △は班長を示す。

に石膏を載せる作業に従事しているが、それは同じ作業を担っている若年男子A⑬でさえ、「ずっと立ちっぱなしなので体が疲れる。仕上がったものを脇へ積み上げていくのだが、これが高くなるとことに疲れる。」としている労働である。しかもこの部門は1日のノルマが、金縁と並縁をそれぞれ2,400本づつと決まっており、このノルマが果たせない場合は残業を行わなければならない。こうしたノルマ未達成の場合の残業は全部門ともに課されており、受注状況によって異なるが、男子で平均週3時間、婦人労働者の場合にもこれよりやや少ないが残業は課されている。現在では行われていないが、47年度には午前3時から早出番があって、主婦といわず未婚婦人までもこれに駆り出されていた。また各部門の班長の計画次第では日曜出勤も避けられない場合がある。

こうした残業及び早出の強制は、「若い人がやめていき、年取った主婦が多くなってきているために仕事の能率が上がらない。」とこぼすⅧ部門の班長、A③の言葉から察せられるように、若年男子労働者の流出の穴埋めがなされないための人出不足に原因がある。したがって「人手不足で一人の負担が大きくなっており。」(A④)、「仕事中はほとんど息つくひまもなく、他の人と話すひまさえない。疲れて少しでも手を休めると班長が出てきてどなる。」(A⑩)、といったありさまである。またA⑪によれば、「トイレ規制まである。上役は人の身体のことなんか心配してくれず、けつとばしても働かせようとする位だ。」という。A⑫は前職で腎臓をわずらい、医者に軽作業に移るよう再三忠告を受けているが、「上役に何度言っても変えてくれない」ため、相変わらずⅤ部門で重い額縁製品を持ち上げる作業に従事している。このように現業部門に配置されている末端の管理労働者層は、ノルマの達成を至上命令として、労働者に無理を強いるきつい管理を行っている。これに対する労働者の反発も強いが、会社側は婦人労働者の多いⅨ部門に女性の班長(A⑤)を登用して、その風当りを弱める努力もしている。この管理労働者は、額縁製造に関する特別の教育がほどこされており、受けもつ責任も重い。彼らはすべての労働者が帰宅した後に製品をチェックするために、週10~12時間もの残業を行っており、さらに有給休暇も一般労働者がほとんど全日数を取得しているのに対して、「仕事の穴埋めのため」(A②)、そのほとんどを残しているのである。

ただでさえ男子並みの作業内容を担っている婦人労働者にとって、以上のような末端の管理労働者を梃子としたノルマ達成主義は、より一層密度の高い労働を強いることになる。こうしたことの他に、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ部門では婦人労働者にとって特別深刻な問題をはらんでいる。これらの部門は、本州では一般に男子が行っている立ったままの姿勢での塗装作業であることは先に触れたが、そのみならずここでは、シンナー等の有機溶剤を使用しているのである。有機溶剤を用いる労働者に対して会社側は、「気分の悪くなったものはただちに工場外に出て新鮮な空気を吸うように」との注意書きを壁にはり出し、さらに作業中はマスクを必ず着用するよう指導を行っているのみである。47年度に労働基準監督局の立ち入り検査があり、その直前によく換気扇が取り着けられたのである。その際、労働者の健康診断があったが、血液の濃度が薄くなったとしてチェックされたものは少なくなかったという。Ⅶ部門の婦人労働者A⑪(43才)は、「塗装剤とシンナーを混ぜる仕事は直接には、18才の男の子にやってもらっているが、この子は物忘れがひどくなり、手がしびれると言っている。私も同じ場所で塗装を行うので、例えば風邪をひいてもなおりが遅く、めまい、吐気がするというふうに、シンナーが体に響いているようだ。」としている。またⅥ部門の婦人労働者A⑯(17才)は、「マスクをしてもシンナーが体にはいつているようだ。盲腸の手術をした時、酸素吸入に人よりよけいに時間がか

かったが、これはシンナーの影響ではないかと思う。」と述べている。かように、これらの部門の労働者たちは、有機溶剤によって身体がむしばまれている。とりわけ母性保護の視点からすれば婦人労働者は、格別の被害をこうむっていると言わなければならない。実はこの問題は、これらの部門以外の労働者にも、少なからずいき及んでいる。というのは、各部門ごとの作業場が独立した部屋として仕切られてはおらず、部門ごとの一応のしきりがロッカーの配置でなされているのである。つまり塗装部門の有機溶剤が他部門の空気をも汚しており、全労働者はこの臭気の中で1日の労働に従事せざるをえないのである。

ところで労働時間については表2-8に示しておいたごとく、拘束時間は8時間15分となっている。しかし夕張市の交通の便は非常に悪く、多くの人が通勤に利用している汽車は日に10本しか通っておらず、退社時間と汽車時間とが合わないため、通勤に多くの時間をさかねばならない。通勤時間の平均は、工場のすぐ近くにある独身寮に住む者が2名いるため43分となっているが、清水沢宮前町から通うA⑧は往復に2時間、平和3区のA⑫は2時間半をも往復に要している。したがって、実質的拘束時間は平均でも9時間、多いものは10時間以上にも及んでいることになるのである。

以上みてきたごとく、シンナーの臭気にさらされている環境のもとでノルマに追われる密度の高い労働を担い、実質的拘束時間が10時間にも及ぶ中では労働者の身体への疲労の蓄積、健康破壊は避けられず、わけても婦人労働者の母性保護の立場からすれば大きな危険が存しているといわねばならない。母性保護に関する規定は表2-8にみるごとく、制限的な規定としてのみである。すなわち産前産後休暇は無給であるだけでなく、各々45日以内に制限されているのである。すなわちそれ以上に産休を取得した場合は解雇を意味する。49年度9月までに産休を取得したことのある者はわずかに3~4人にとどまり、その他の者は、出産に際してやむなく退職せざるをえなかったのではないと思われる。生理休暇も無給で月に1日以内と定められているのである。V部門のA⑩(37才)は、「シンナーのせいか生理時には体がはれて湿疹ができるが、皆勤手当が欲しいので休まない」としている。又A⑰も「体の具合が悪くても、皆勤手当が減るので休まない」としている。婦人労働者11名中、生理休暇を取得したことがあるのはわずか2名である。月に4,000円の皆勤手当がかくも大きな意味をもつのはなぜだろうか。

実はその秘密は賃金体系のあり方にかかわっている。表2-8に示しておいたごとく、ここでは、管理労働者を除いては日給月給制が採用されているのである。基本日給に付け加えられる諸手当のうち、世帯主以外の一般労働者に対して支給されるのは、通勤手当、石炭手当、残業手当とそして皆勤手当といったものに限られる。そのうち皆勤手当は、48年度の最低日給を基準とすれば、3.4日分の賃金にも相当するのである。しかも日給は、班長→職長→係長というルートを通じての成績査定にもとづいて決定され、この日給額は、ボーナスにも影響を与える仕組みとなっている。したがって「生理時に身体はつらいがボーナスに響いてくるので休みはとらない」と語るA④の言葉に端的に現われているように、皆勤手当の存在と成績査定による賃金・ボーナス決定の仕組みとは、労働者の出勤率の向上に大きな役割を果たしているのである。以上のような賃金体系のもとで、実際に支払われた賃金の額を見てみよう。

図2-2は各労働者の48年10月分の賃金分布をみたものである。これによれば、大きくは三つのグループに分かれて賃金が分布しているということがわかる。まず第1は男子の管理労働者のグループである。これは他の労働者の群を抜いて、75,000円から100,000円の間に分布している。第2のグループは、これらの管理労働者を除く男子労働者層である。このうち唯一の

らかなごとく、男子のみが配置されている。Ⅰ部門の裁断機は、操作を誤らなければ危険はなく、Ⅳ部門はスタンドマシンを用い、椅子に腰かけて足でペダルを踏みながら圧搾室気を調整してモルトをつめる作業であり、とりたてて熟練は必要としない。このⅣ部門に、小学校、中学校ともに特殊学級を卒業した低知能者が1名配置されていることから、だれにでもできる単純な作業であることが察せられよう。以上の2部門以外はすべて、婦人労働者が担っている。Ⅱ部門はミシンを用いてぬいぐるみの輪隔をくり返し縫う作業であり、ミシンを使えるものならばだれにでもできる。この部門にも低知能者が配置されている。ⅢとⅤの部門は細かい手縫い作業であり、Ⅳ部門ははけでちりを払い、リボンをぬいぐるみの首に結びつけて袋につめる

表2-10 B企業における労働諸条件のあらまし

a. 労働時間等	
イ) 勤務時間	(月～土) 8:05～16:30 (実働7時間40分)
ロ) 休憩時間	昼休み 12:00～12:45 (45分)
ハ) 有給休暇	1年目なし 2年目6日、以降1年ごとに1日増す
ニ) 休日	日曜、祭日
b. 賃金	
イ) 賃金形態	日給月給制
ロ) 平均賃金	(48年)31,300円, (49年)43,800円
ハ) 最低日給	(48年)1,115円, (49年)1,350円
ニ) 基本給算定基準	市の基準賃金(表2-4㊦)をベースに、勤続年数、能率、出勤率を加味する。能率は、1日ごとの各人の出来高を係長がチェックし工場長が最終的に決定する。
ホ) 諸手当	○役職手当 係長 5,000円/月 係長補 2,000円/月 ○職務手当 ミシン、モルトづめに対してのみ、2,000円 ○通勤手当 実費 ○住宅手当 世帯主のみ 2,000円/月 ○石炭手当 年1回 4,500円 ○皆勤手当 2,000円/月(1日以上休むとなし) ○残業手当 220円/時 ○ボーナス 年2回、1～2ヶ月分 へ) 昇給 年1回、4月。 (48年)一率 5,000円アップ (49年)30～70%アップ
c. 母性保護規定	
イ) 生理休暇	必要と認めた者につき、特別休暇とする(但し、48年度は証明書を必要としたが、手続や証明がむずかしいため、とりやめる)
ロ) 産前産後休暇	各6週間、但し無給
d. 管理体系	工場長→係長→係長補 (1人) (2人) (4人) ────────── 現業部門の責任を負う。
e. 福利厚生施設等	○ピンポン、野球、ソフトボールの施設あり ○生花、サークル(月2回、月謝補助) ○食堂(食費1日80円補助)
f. 組合活動	組合、親睦会組織もなし

だけの単純な作業である。Ⅳ部門にも低知能者がいる。

このようにB企業では、これ以上機械化することのできない生産工程となっている。「仕事が単純すぎて死ぬほどひどい」と語るB②、および「作業が単純だから知能指数が低くても通用する。むしろ低知能の方が飽きもせずよくやっている」と語る工場長の弁からも明らかのように、全部門ともに熟練を要さない単純な作業の反復がその基本となっているのである。したがってB企業では低知能者を意識的に雇用し、それは全体の約2割を構成している。なお調査対象サンプルは表2-11④のように部門別に分布している。

B企業に特徴的なこととして、まず労務管理の方法を指摘しなければならない。生産工程の特質に見合って、いかに単純な労働を飽きずに長続きさせるか、という点に管理上の眼目がある。そこでⅢ部門、Ⅴ部門、Ⅳ部門では、労働者がテーブルを囲み、顔を合わせながら作業を行うラウンド方式をとっている。以前にライン方式をとっていた時よりは若干能率が落ちるが、持続性という点ではメリットがあるという。また1日のノルマは決められてはいないが、各自の1日の生産個数がチェックされて賃金算定の際の一つの判断基準となるため、労働者は1個でも多くこなさなければならない仕組みになっているのである。残業は受注状況に応じてⅠ、

図2-3 B企業の生産工程

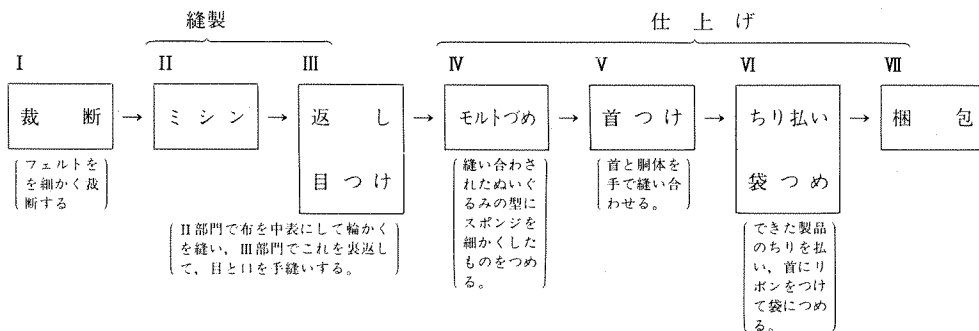


表2-11④ B企業における部門別人員配置の推移

			47 年			48 年			49 年			
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	
事 務 部 門			0 人	1 人	1 人	0 人	1 人	1 人	0 人	1 人	1 人	
製 造 部 門	裁 断	I	1	0	1	2	0	2	2	0	2	
		縫 製	II	0	16	20	0	22	25	0	20	24
	III		0	4	0		3	0		4		
	仕 上 げ		IV	2	0	13	4	0	16	2	0	17
			V	0	5		0	5		0	12	
			VI	0	6		0	7		2	0	
			VII	0	0		0	0		1	0	
	計			3 (0)	32 (4)	38	6 (1)	38 (4)	44	7 (0)	37 (12)	44

※()内は既婚者数

表 2—11⑨ 部門別サンプル分布状況

	既婚男子	未婚男子	既婚女子	未婚女子	計
事務部門					0
製造部門	I	B⑥			14 人
	II		B②, B③	B⑨, B⑩ B⑬, B⑭	
	III		B④	B⑫	
	IV	B①	B⑤ B⑦		
	V			B⑪	
	VI			B⑧	
	VII				
計	1 人	3 人	3 人	7 人	14 人

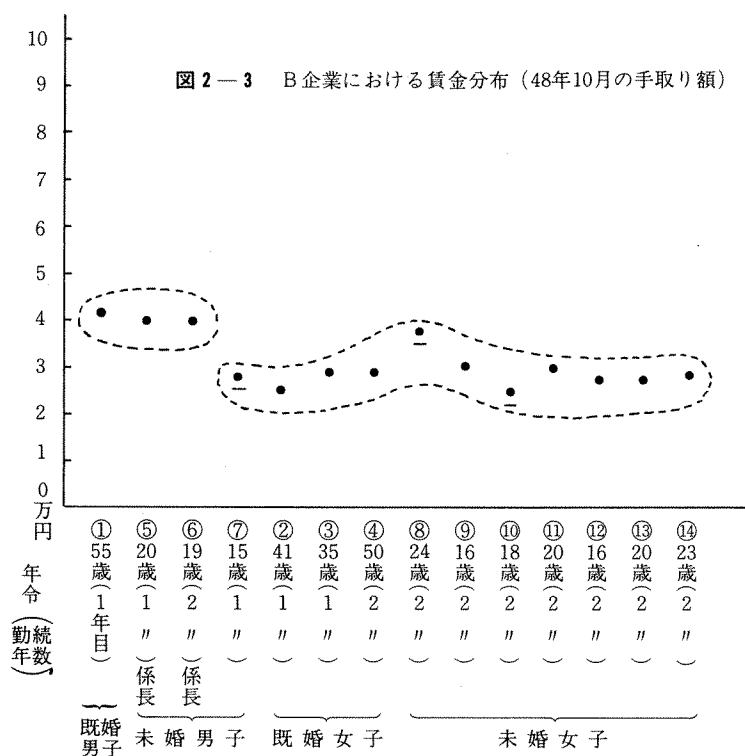
※□は係長を示す

II部門の男子のみ、多い時で4時間ほど行すが、婦人労働者の残業は一切ない。さらに就業時間は列車ダイヤに合わせてそのつど変更され、労働者の便宜がはかられている。又、全体の5割以上を占める未婚女子のために生花サークルが作られている。工場長は夕張市出身で、現在のB頑具有限会社を創設した人物である。したがって夕張市民の気質や交通事情等をよく心得ており、以上のようなきめ細かな労務管理の方法をあみ出している。彼は「家庭的な雰囲気作りに努力している」と語っているが、こうした諸方法はかなりの成果を上げていると見られる。創業時から2年たつ49年9月現在で、勤続者は30人を数えており、職業安定所からも誘致企業中で最高の定着率であるとして評価されているのである。

ところで労働時間は、月曜から土曜まで7時間40分となっており、A企業より20分間長い。通勤時間の平均は1時間24分であり、実質的な拘束時間は10時間近くに及んでいる。最も遠方から通っている者は実質的には11時間半も拘束されていることになる。ところがこのような中にあって、A企業とは異なりここでは有給休暇の日数を残す傾向がみられる。それは「休むと仕事がたまり他の人が困るから」(B⑫)、「休むのが気の毒だから」(10)、「最近、事情を書いて申請しなければならず、それがめんどろで」(B⑭)、といった理由である。小規模集団に見合った「家族的」な人間関係作りの成果は、このような面にも反映しているとみられる。労働者の側からすればこうした中には、少なからぬ問題が潜んでいることは明らかである。まず第一に、単純な軽作業ではあるが、出来高を少しでも上げることに追われる日々の労働は、特に手縫いのIIIとV部門では激しい肩こりをもたらす。肩こりがひどくて休んでいる人が、両部門を合わせると2人もいるということである。又、ミシン部門でも、「ひどく肩がはり、疲れが次の日まで残る」(B③)のである。第2に、それにもかかわらず先述のごとく、有給休暇を取得しにくい雰囲気が形成されている問題である。生理休暇もB企業では一応有給で保証されているが、婦人労働者10名中5名はこのことを正確には知らない。また、知ってはいても取得しにくいという事情は有給休暇の場合と同様であり、いままでにだれもこの権利を行使していないのである。B企業では、A企業のような高圧的な労務管理の方法とは明らかに異なり、一見温情主義的な方法がとられておりそのもとで、たてまえとしては労働者に保証されている権利さえ充分に行使しえないといった、実質的な未権利状態が支配していると言えよう。

賃金は係長、係長補といった役職者も含めて日給月給制となっている。諸手当はA企業との

相違という点で言えば、職務手当がミシンとモルトづめの部門に支給されることである。また、皆勤手当はA企業が4,000円であったのに対し、ここでは2,000円となっている。これは先にも触れたような「休みにくい」という雰囲気すでに作られているので、出勤率の向上を促す有効な手段としてこれを位置づける必要が特にないからであろうと思われる。図2-3によれ



※一は低知能者の場合を意味する

ば、実際に支払われている賃金は、大きくは二つのグループに分かれているとみられる。第1のグループは、41,000円から40,000円の間に分布している男子労働者層である。これはA企業の第2グループに相当しているが、A企業の若年男子A⑭が45,000円、既婚男子A①が50,000円であったことを思い出せば、B企業のこの層は、A企業の第2グループよりも5,000円から10,000円低いことがわかる。第2のグループは、低知能者である若年男子B⑦を含む婦人労働者のグループである。このグループは26,000円から35,000円の間に分布しており、A企業の婦人労働者層とほぼ同水準にある。第1グループと第2グループとは10,000円ほどの開きがあるが、第1グループのB⑤とB⑥の係長手当とB①の世帯主手当、およびモルトづめの職務手当等を差し引けば、この開きはちぢまる。このようにB企業での日給の男女間格差は、A企業に見られたほどには存してないとみられる。これは、婦人の手縫いとミシンに主力をおくB企業の生産工程の特質の反映であろう。ちなみに同企業の埼玉県杉戸工場と比較してみると、夕張では男子で30,000円から40,000円、女子で15,000円から16,000円もの格差がある。それにもかかわらず、婦人労働者の中では肩こりが激しいとか休暇が思うようにとれないといった訴えはあるが、賃金の低さに対する不満は聞かれない。むしろ「賃金は安い、雰囲気が家庭的でや

りやすい」(B⑩)といった、労働条件に対して比較的ゆるやかな認識をもつものが多いのである。

第3節 世帯生活の実態

以上みてきたごとく、主婦労働者は実質的には、10～11時間にも及ぶ長時間労働に従事し、とりわけA企業の場合には、男子なみの密度の高い重労働を担っている。そして職場をはなれるや彼女たちは、家族生活を維持するための労働をとり行っている。本節ではまず第1に、職場の労働諸条件の規制を受けての、彼女たちの職場と世帯を結ぶ全生活のあり方を生活時間を中心として考察する。そして次いで世帯の家計維持にとって彼女たちが負っている役割をとらえていく。

〔1〕生活時間構成の諸特徴

主婦労働者が世帯において主婦として家事労働を遂行する際に、この代行者ないしは補助者の有無が大きな意味をもつことは言うまでもない。そこで表2—12により彼女たちの家族構成をみると、直系家族形態をとるもの、すなわち家事の代行者ないしは補助者の役割を果たすものとして予測される姑又は舅をもつのは、11ケース中2ケースにとどまっている。すなわち大半の者は、家事労働の代行者を家族内にもたないまま、家族生活を維持していく上で必要な労働を、主婦として中心的に担わざるをえないのである⁽⁴⁾。先にみたような職場において長時間労働をとり行い、さらに残余の時間を家族生活を維持するための労働にふり向けなければならない主婦労働者の1日の生活時間は、どのようなものとしてあるだろうか。

表2—12 家族構成

夫婦のみ	1人
夫婦と未婚の子供	7
妻と未婚の子供	1
夫婦と未婚の子供 と父又は母	2

表2—13 一日の生活時間

	主婦労働者	未婚女子労働者	30才～40才代の 女子(※)
通勤時間	0時間31分	1時間33分	0分
家事時間	平日 3時間59分	0時間52分	5時間41分
	休日 6時間2分	1時間12分	5時間42分
睡眠時間	平日 7時間0分	8時間3分	7時間21分
	休日 8時間51分	10時間43分	8時間0分
自由時間	平日 1時間39分	2時間17分	6時間28分
	休日 3時間41分	9時間43分	7時間21分

※NHK放送世論調査所、「国民生活時間調査」(昭和48年度)より

※※自由時間とは、趣味、娯楽、教養活動および休養のために費す時間を意味している。

そこで1日の生活時間のうち、通勤、家事、睡眠、および自由時間を中心として、主婦労働者と、誘致企業の同じ労働条件下で働く未婚女子労働者、および主婦労働者11名と年令的に同世代にあたる30才～40才代の女子との比較を通じて、主婦労働者の生活時間構成の特徴をみてゆこう。表2—13によれば、主婦労働者の生活時間には次の3点のきわだった特徴があるとみられる。第1は、同年代の女子にあっては平日と休日の家事時間に大きな変化がみられないのに対し、主婦労働者の場合の家事時間は、平日には少なく休日には多く費やされている。第2に、自由時間では、同年代の女子と比して主婦労働者は、平日、休日ともに圧倒的には少ない。第3に睡眠時間では、同年代の女子が休日には平日よりも約50分多くなっているのに対して、

主婦労働者のその差は1時間50分にも及んでいる。以上のごとく、同年代の女子と比較してみると主婦労働者は、平日においては職場の労働時間によって家事時間と自由時間を大きくけずらざるを得ないが、睡眠時間はそれほどけずっていない。そして平日にけずらざるを得ない家事時間と自由時間を休日に若干回復しているとともに、休日には睡眠時間を平日よりも約2時間も多く確保しているのである。

この休日と平日との睡眠時間の約2時間もの差という点では、誘致企業の未婚女子労働者にも共通した面がみられる。すなわち表2-12に明らかなごとく彼女たちも休日には平日よりも2時間以上も多く、睡眠時間を確保しているのである。このことは、先述の誘致企業の労働条件下にあっては、ことにA企業でみたような重労働に婦人労働者が耐えていくためには、何よりも日々の睡眠時間を充分に確保し、休日にはそれをはるかに上回る時間をさくことが不可欠であることを意味していると思われる。しかし表2-13によれば未婚女子労働者にあっては、家事時間は主婦労働者のそれとは比較にならないほど少なく、その分は自由時間と睡眠時間とにあてられている。このちがいはいうまでもなく、両者の世帯での家事労働遂行上での担う役割の相違からもたらされている。

以上のごとき主婦労働者の、職場と世帯を結ぶ一日の生活は、職場の労働条件、とりわけ長時間労働と密度の高い労働とにかたく律せられており、その中で彼女たちは家族生活を維持する役割をも果たしている。生活時間構成は、彼女たちが1日中身を粉にして働くさまと、そして同時にそうした毎日の中で自らがおしつぶされることがないように、睡眠時間の確保等にみられる時間のやりくりや工夫がなされていることを明瞭に物語っているといえよう。

表2-14 自由時間の過ごし方

テレビ	7人
ごろ寝などの休息	4人
買物	3人
読書	2人
庭いじり	2人
親せき訪問	2人
近所訪問	2人
編物	2人
新聞	1人

このような日々の生活の中で、彼女たちの余暇活動のための時間は犠牲になっているが、しかもなお、疲労の蓄積という事態が避けられぬことは推測にかたくない。表2-14は主婦労働者がわずかながら確保しえている自由時間の過ごし方をたずねたものである。これによれば、テレビやごろ寝などの休息にあてているものが最も多い。次いで買い物、野菜作り、子供のセーターの編物等、実質的には家事の延長としてこれを費やすものがめだっている。かように主婦労働者たちは、趣味を生かしたり教養を身につけたり、また友人との交流をはかるといった余暇活動とは縁もなく、職場の労働と家事労働との間で息つくひまもない。そして少しでも時間があれば、「疲れ果てているので横になっている。」(A⑩)

というのが彼女たちの生活実態である⁽⁵⁾。

〔2〕家計維持の役割

以上のような日々の生活のきびしさが、主婦労働者が社会的生産労働にたずさわっていることから生じていることは明らかである。それとひきかえに彼女たちは何よりも、世帯にとっては収入をもたらしている。そこで、主婦労働者のもたらす賃金が、世帯の家計にとってどのような意味をもっているのか、という問題を検討してみよう。

まず、誘致企業労働者が構成している31世帯の家計維持構造を概観し、そこに主婦労働者の世帯を位置づけていこう。これら31ケースの平均世帯人員は4.0人であり、このうち有業者は一世帯あたり平均2.4人となっている。すなわち世帯人員の約6割のものが就労している。就学期と就学前期の子供を除くと、無業であるのは、50才から70才に近い高令者や身体障害者が

4名、および乳幼児をかかえた20才代の妻2名の計6名である。つまり、労働能力を有する者ならばほとんどすべてが賃労働者となっており、一家総働きという形をとっているのである。こうした中で、表2-15に明らかなごとく、世帯内でただ一人の有業者をもつ単独所得世帯は6世帯のみであり、残りの25世帯、つまり全体の86%にも及ぶ世帯では2人以上の有業者をもつ複合所得世帯となっている。後者の世帯での有業者の続柄の組み合わせでは、夫と妻による共

表2-15 有業者の続柄

	有業者の続柄	計(世帯)
単独所得世帯	夫のみ	2
	妻のみ	1
	子のみ	3
複合所得世帯	夫と妻	8
	夫と妻と子	6
	妻と子	4
	夫と子	6
	子供同士	1

働き世帯が最も多く8世帯、次いで夫と妻に未婚の子供を加えた組み合わせと、夫と子供との組み合わせによる世帯が各々6世帯ずつである。このように、夫を中心として妻ないし子供が加わっての一家総働きが主要な形態となっているのである。

表2-16①は、誘致労働者の構成する31世帯における、世帯主の職業、従業上の地位と収入を示したものである。これによれば、夕張市において中枢的位置を占める炭鉱労働者世帯10ケースの賃金は、6～8万円台に多数分布しており、最高額を稼得しているB⑩の場合には125,000円にも及んでいる。この炭鉱労働者世帯を中心としてみると、誘致企業を含む炭鉱以外の管理労働者と国鉄労働者の収入は、これとほぼ肩を並べている。

これらに対し、誘致企業を含む炭鉱以外の一般労働者は、4～6万円という一ランク低い

表2-16① 世帯主の職業・従業上の地位と収入（48年10月の手取り額）

職業・従業上の地位	収入	0～2万円	2～4万円	4～6万円	6～8万円	8～10万円	10～12万円	12～14万円	計
誘致企業管理労働者					A⑨	A②, A③	A⑦		4人
誘致企業一般労働者			A⑩	A①, A⑤ B①	A⑩				5
炭鉱労働者(本鑑)					A⑬, B⑪ B⑤, B⑫ B⑦, B③	A⑧	B⑥, B⑧	B⑩	10
炭鉱以外管理労働者					A⑤				1
炭鉱以外一般労働者				A④					1
国鉄労働者					B②				1
建設関係労働者			B⑬		B⑭			A⑯	3
生活保護受給者	B⑨								1
恩給・年金受給者	A⑥, A⑫			B④					3
計		3人	2人	5人	11人	3人	3人	2人	29人

※但し単身者A⑬、A⑭を除いている。

※※は死・離別により、女子が世帯主であるものを示す。

表2-16② 世帯階層区分

階層区分			サンプル	計(世帯)
X	X ₁	炭鉱労働者世帯	B③, A⑧, A⑦, B⑤, B⑥, B⑦, B⑧, B⑩, B⑪, B⑫	10
	X ₂	炭鉱以外の管理労働者及び公務員の世帯	A⑤, A⑦, A⑨, B②, A②, A③	6
Y	Y ₁	炭鉱以外の一般労働者世帯	A④, A⑩, A⑪, A①, A⑤, B①	6
	Y ₂	建設関係労働者(大工, 土方)世帯	A⑬, B⑬, B⑬	3
Z		生活保護, 恩給・年金受給世帯	A⑥, B④, B⑨, A⑫	4

※●は主婦が誘致企業に就労している世帯を示す。

位置にあると言える。建設関係に従事する労働者(大工, 土方等)の中では, A⑬だけが120,000万円とかなり高くなっているが, 冬期間は失業保険のみで生計をたてていることを考慮しなければならないし, 同じ建設関係のB⑬とB⑭の賃金からしても総じて一般労働者と同様な位置にあるといえよう。そして生活保護, 恩給, 年金受給層は, 最も低い収入を得ている層となっている。こうした職業・従業上の地位と収入を目安として, 一応の階層区分を行ってみると表2-16㉔のごとく大きくは三つに分けることができる。すなわちXとして炭鉱労働者世帯X₁, (10ケース)と炭鉱以外の管理労働者および国鉄労働者世帯X₂(6ケース)。次にYとしてこれらより一ランク低い炭鉱以外の一般労働者世帯Y₁(6ケース)と, 建設関係労働者世帯Y₂(3ケース)。そして最後にZとして, 最下に位置する生活保護, 恩給, 年金受給世帯(4ケース)である。(なお, 以上の分類の過程では誘致企業労働者の構成する31の世帯のうち, 単身で寮に住まうA⑬とA⑭は一応除外していることを, ここで断っておく。したがって以下の考察は29世帯に限られている。)

さて以上のような世帯階層別に, 家計維持の構造をより詳しく考察し, そこから主婦の就労の位置づけを探っていこう。まずX₁においては, B⑧とB⑪を除くすべての世帯で主婦が就労している。子供は義務教育課程かまたは高校を終了するやいなや, 他出して就労するか, ある

表2-17㉕ 有業の子供の収入の使途

階層	ケース	自己の収入→家計に入れる額	こずかひの使いみち
X ₁	A⑰	2万9千円→2万4千円	(着物の月賦, 妹の授業料)
	B⑤	4万円→0円	—
	B⑥	4万円→0円	—
	B⑦	2万8千円→5千円	(父が休んでいるときは1万円家計に入れる), 貯金・レコード
	B⑧	3万5千円→0円	食物, 雑誌, 衣類
	B⑩	2万9千円→2万4千円	(家計に入れるうち2万円は貯金にあてる), レコード, 本
	B⑪①	3万円→1万円	衣類, 化粧品, 交際費
	㉔	3万円→1万円	衣類, 化粧品
Y ₁	B⑫	2万8千円→1万円	貯金
	A⑪	3万円→3万円	—
	A⑪①	4万3千円→1万5千円	—
	㉔	2万8千円→1万円	—
	A⑮	—	—
	B⑪①	3万4千円→3万4千円	—
Y ₂	㉔	4万円→1万円	—
	A⑯	1万7千円→0円	本, レコード
	B⑭①	2万9千円→2万4千円	—
	㉔	4万円→3万5千円	—
	B⑬①	5万円→3万5千円	—
	㉔	2万8千円→1万円	貯金
Z	㉔	3万5千円→1万円	—
	A⑥	3万3千円→1万5千円	—
	B⑨	3万円→3万円	—
	A⑫①	3万4千円→3万円	—
	㉔	6万円→3万8千円	—

表2-17㉖ 主婦の収入の使途

階層	ケース	収入の使途
X ₁	B③	すべて自由
	A⑧	すべて自由
	A⑰	すべて生活費
	B⑤	すべて生活費
	B⑥	すべて生活費
	B⑦	すべて生活費
Y ₁	B⑩	すべて生活費
	B⑫	すべて生活費
	X ₂	A⑤
	A⑦	ほとんど生活費, 一部自由
Y ₂	A⑨	長男の教育費
	B②	すべて自由
Z	A④	ほとんど生活費, 一部自由
	A⑩	すべて生活費
	A⑪	すべて生活費
Z	A⑯	すべて生活費
	B⑭	すべて生活費
	B⑬	すべて生活費
Z	A⑥	すべて生活費
	B④	すべて生活費

※—は不明

いは同居したまま就労している。子供は特別な事情がない限り、学卒後大きい順に次々に他出しており、現在同居就労している子供の中では女子が多いという特徴がみられる。しかし、表2-17④により子供の家計への寄与の度合を見ると、家計にまったく入れていない者と一万円未満を入れるとしている者が6ケースである。自己の収入の約8割を家計に入れるとするものはわずか2ケースであるが、その中味は、成人式のための晴れ着の月賦の支払いにあてられていたり、母の手を通して嫁入りのための自己の貯金として積みたてられていたりする。以上のことから明らかなように、X₁の子供は自らの収入のうち、ごくわずかを家計に入れる他はすべて自分の趣味、娯楽や衣料費のために費いやしているのである。ただし世帯主が事故やけがで休職している時には、普通の時よりも多い額を家計に入れる、とするB⑦の事例にみられるごとく、X₁世帯の同居就労している子供には、けがや事故が頻発するという世帯主の職業の性格に相応して、まさかの折りの安全弁としての役割が負わされているとみられる。これら子供に対し、X₁の主婦労働者の場合には、表2-17⑤にみられるように、8ケース中6ケースまでが、収入のすべてを生活費にくり入れているのである。

次にX₂では、有業の子供は一人もおらず、夫だけか、又はこれに妻を加えての就労になっている。ライフステージの若い3事例を除くと、子供は高校生、大学浪人、大学生のいずれかである。X₁とは異なって、子供が高水準の教育を受けつつある段階にあり、今のところ家計維持のための働き手としては期待されていない。そのかわりに主婦が就労し、その収入を子供の教育費に主としてあてているのである。

さてY₁とY₂を含むYにおいてはX₁と同様に、子供は学卒と同時に他出、ないしは同居就労している。ただしX₁と相違をみせている点は第1に、子供の最終学歴がすべて中学校どまりであること、第2には同居就労の子供の家計に入れる額が、X₁よりも概して高くなっていることである。とりわけ死・離別によって夫の欠けるA⑪、B⑭、B⑬の3ケースにあっては、主婦が主たる家計維持者となり、子供がかなりの額に渡って家計に入れ、これを補充する役割を負っている。また、それ以外の世帯でも夫の収入の低さを、主婦労働者がその収入のすべてを家計に投じることによって、そして子供も収入のうち、ならして約4割を家計に入れることによって補っているのである。

最後にZでは、夫に労働能力がないため、主婦が主たる家計維持者となっていたり、主婦にも労働能力が無い事例(B⑨)では、子供自身が主たる家計維持者となっている。

さて以上の分析から、次のことが明らかとなった。すなわち一口に一家総働きといっても、その様相は世帯の階層的地位によって異なっており、しかも世帯内の各構成員の位置によっても家計維持にとって負う役割の中味が相違していると言える。まず子供の場合の家計補充の位置づけは、X、Y、Zと階層的に下位に行くほど高くなっており、Zに至っては子供が主たる家計維持者となっている事例もみられる。次に、子供よりも主婦は、家計維持上概して大きい役割を担っているが、この主婦も階層ごとに次のような相違をみせている。YとZでは、主婦の収入のすべてが家計にそっくり組み入れられているのに対し、Xでは「一部自由に使う」者や「すべて自由に使う」とする者がみられる。しかしこの「すべて自由」という中味を仔細に検討するとX₁のB③のごとく、それらが子供の衣料の購入にあてられている。すなわち「自由に使う」といっても主婦の場合は未婚の子供たちとは異なり、自らの趣味や娯楽のためにあてられることはなく、実質的には家計費となっているとみられる。そうであるとすればこのXにおける「自由に使う」ということは、YやZの主婦労働者とは異なり、自らの自由裁量で使い

うる現金収入として、家計費にゆとりとはばをもたらしということを意味していると思われる。Y、ZとXとの間にはこのような意味で、主婦の就労の位置づけに差異が認められる。

このことは誘致企業の主婦労働者11ケースの就労理由をみると一層明らかになってくる。表2-18によれば、YとZでは「働かなければ生活できないから」とか「夫の収入のみでは暮らせないから」という就労理由が、すべての事例に渡って挙げられている。そして「教育費のため」とするものが2ケース、「働くことが楽しいから」とするものがわずかに1ケースである。こうしたY、Zに対してXでは、まず「教育費のため」とするものが圧倒的に多く、「夫の収入のみでは暮らせないから」とするものは1ケースのみである。その他の理由としては「家にこもってたくないから」(A⑧)、「働くことに生きがいを感じる。」(B③, A⑨)、「楽しいから」(A⑤, A⑦, B③)、「家にいるのがもったいないから」(B②)、「老後のたくわえのため」(A⑤)と、Y、Zとは明らかに異なり、実に多様な理由が挙げられているのである。すでに触れたがXにおける「教育費」とYのそれとは内容的にかなりちがっている。つまりXの場合は現に大学生の子供をかかえており、高水準の教育を受けるための学費の捻出を意味しているが、Yでは義務教育段階にある子供の学費の捻出を意味しているのである。かようにY、ZとXの間には階層差に相応して、主婦の就労の担う役割に差異がみられる。それはすなわち、家計維持上、不可欠の収入部分を稼得する役割を担わざるをえないY、Zに対して、家計費にゆとりとはばを生み出し、子供に高水準の教育を受けることをも現実的に可能とする役割を担っているXとの間の差異である。

表2-18 誘致企業主婦労働者の就労理由

階層	ケース	就 労 理 由
X ₁	A⑧	㊦㊧
	B③	㊦㊨
X ₂	A⑤	㊦㊩㊪
	A⑦	㊦
	A⑨	㊦㊩㊨
	B②	㊦㊩㊩㊪㊫
Y ₁	A④	㊦㊩「物価に追われて働いている」
	A⑩	㊦㊩㊪「働かねば生活できず」
	A⑪	「働かねば生活できず」
Z	A⑥	㊦
	B④	「働かねば生活できず」

- ※ ㊦夫の収入のみでは暮らせない
 ㊩教育費
 ㊪老後のたくわえ
 ㊫楽しいから
 ㊬家にいるのがもったいない
 ㊭働くのがあたりまえ
 ㊮生きがいを感じる
 ㊯家にこもってたくないから

第4節 主婦労働者層の労働-生活過程の諸特徴

本章における以上の考察から明らかになった点を簡単に要約しておこう。

(1) はじめに、主婦労働者の社会的労働の場である職場の労働諸条件についてみるならば、「産炭地振興」に名を借りて資本基盤の脆弱な中小企業が、何よりも安価な労働力の確保をねらって進出してきているという、誘致企業の性格そのものを見過ごすことはできない。すなわちA、B企業ともに表面的な現われには相違があるにせよ、労働者の労働条件がきわめて劣悪なものとなっている点では共通性がみられる。A企業では、人手不足を放置したままの状態

ノルマ達成主義にのっとり高圧的な労務管理がとり行われている。そのもとで婦人労働者は、男子並みの重労働を担わざるをえず、また労働密度も高くなっているのみならず、有機用剤の管理のずさんさによって健康破壊に到らざるをえないような危険な条件下におかれているのである。B企業ではこれとはちがひ、温情主義的な労務管理がなされ定着率の高さを誇ってはいるが実はそのもとで、たてまえとして保障されている有給休暇や生理休暇取得の権利を実質的には行使できないという未権利状態が支配しているのである。賃金の面では、誘致企業の進出当初から低水準に設定されおり、日給月給制を土台とし、皆勤手当によって出勤率を上げる工夫がこらされている。そして両企業ともに主婦労働者が増加する傾向がみられるが、とりわけA企業では若年男子労働力の代替、補完として安価な主婦労働力がフルに活用されている。そして婦人労働者にとって不可欠な母性保護の諸権利は、例えば産前産後休暇が無給で各45日間と決められており、そのことはそれ以上休んだ場合には解雇を意味しているごとく、まさしく制限的な規定としてのみあるのである。

こうしたことは、安価で未権利な労働力を基盤としてのみ成り立ちうる中小企業の一般的な性格に加えて、炭鉱独占資本の撤収にともなう多くの人々がかつての生業の場を失った産炭地域に誘致された企業であるという性格が付け加わることによって、上記のごとききわめて劣悪な労働条件が存立しているといえよう。このことは他地域の誘致企業、及び他の中小企業における労働者の労働実態との比較を通じて、より一層明らかになるであろう。

(2) こうした労働条件のもとで1日の労働を終えた主婦労働者の多くは、妻として母として世帯生活を維持する役割を果たすために、残余の時間をフルに使い身を粉にして働いている。誘致企業の労働時間は、実働時間が7時間25分から7時間40分（月曜から土曜まで）となっているが、夕張市の交通事情を考慮に入れると実質的拘束時間は、10時間から11時間にもものぼる。こうした長時間労働とすでに指摘した密度の高い労働とは、主婦労働者の1日の生活時間構成に次のような特徴を与えている。すなわち第1に家事時間は平日に少なく、休日には多くためてとり、第2に睡眠時間も休日には多くためてとっている。そして第3に自由時間が一般主婦層と比して圧倒的に少ないが、この自由時間を犠牲にしても平日の睡眠をできるだけ多く確保して、1日の労働の疲れを少しでもいやそうとしている。かような生活時間構成にみられる職場と世帯をまたにかけた日々の生活の積み重ねは、彼女たちの余暇活動にふり向ける時間が犠牲にされており、さらに主婦労働者の身体への疲労の蓄積も避けられず、健康の破壊という事態をも生み出すであろうことが予測される。

(3) ところで、誘致企業に就労する労働者を有する世帯では、労働能力をもつほとんどすべての世帯構成員が就労し、一家総働きという形によって家計が維持されている。その中で主たる家計維持者である夫を中心として主婦労働者と子供の家計への貢献の度合を比べてみると、一般に主婦の方が家計補充の役割を強く担っていることがわかる。こうした家計補充の役割を果たすためにこそ、主婦労働者は働いているのであり、(2)でみたような状態から抜け出すべく労働者たるをやめる、ということはできない。こうした主婦労働者の家計維持の役割を、世帯主の職業・従業上の地位と収入を中心として区分した階層ごとに洗い出してみると次のことがわかる。生活保護、恩給、年金受給者の世帯Zでは、夫に労働能力がないため主婦労働者自身が主たる家計維持者となっており、主婦の収入の低さを中卒後の子供が補充している。一般労働者世帯Y₁では、夫の収入のみでは暮らすことができないため、主婦の収入が家計にとって不可欠な部分を構成している。そして中卒の子供が自らの収入の約4割を家計に入れることに

よって生活が維持されている。こうしたZ, Y₁に対し、炭鉱労働者世帯X₁と炭鉱以外の管理労働者世帯X₂では、主婦の収入は直接的な生活費にあてられるよりもむしろ、大学生の子供の学費分に投ぜられていたり、家計にゆとりとはばを持たせるという役割を負っている。もちろん、これらの世帯はいずれにしても夫の賃金を主とした家計費を、主婦の就労によって上昇せざるを得ない層であるが、その中でも世帯の階層的地位により主婦労働者の担う役割は、以上のごとく明らかに異なっている。そして大きく分けてX, Y, Zという三つの階層を見出したことは、次のような意味をもつと思われる。すなわち、主婦の賃労働者化によって家計費を上昇せざるをえないという形での現われをもつ貧困化をくい止めなければならない層がZは当然としても、Y, そしてXにも広がっているということである。つまり、斜陽化しつつあるとは言っても今なお地域産業の中枢部に位置する炭鉱産業に世帯主が就労する世帯、および一般企業で管理的な役職についている世帯にまでもそうした意味で貧困化が広がっているのである。ただしこれらにあっては、より高い教育を子供に受けさせて、高学歴社会に追いつこうとする願望を現実化するための主婦の就労である。これに対し、YそしてとりわけZにおいては、それ以前の、家族員の基本的な生活の再生産のための費用を生み出すために主婦が賃労働者化しているのである。かように世帯を構成する諸個人のレベルにまでおりてみるならば、一定の階層的地位を占める世帯を内部で支える構造と、さらにその中で担う各構成員の役割とを解明することができる。

〈注〉

- (1) 夕張市に関してのより詳しい概況は、すでに次の論文で触れられているので参照されたい。小林甫, 中川勝雄, 岩城完之, 「炭鉱労働者の生活史分析に関する一考察」(北大教育学部紀要, No27, 1976)
- (2) それは次のような優遇措置である。すなわち工業再配置, 産炭地域振興公団により, 各企業は工場の造成団地の頭金として20%を支払い, 残金は2年間の据置きを含め10年の割賦償還(利率7.1%), さらに工場建物, 機械設備に対し同公団から40%の借入れが可能となり, これは据置き3年以内, 償還10年以内, 利率7.1%である。また同じく建物・設備に対して政府関係公庫または北海道融資制度から協調融資と

表2-19 主婦労働者世帯における役割分担のあり方

役割分担のパターン	担 当 者	洗 濯	毎日の買物	料 理	食事のあとかたづけ	掃 除	ふとんのあげさげ	雪かき	子供の世話	子供の勉強相手	父母の会 PTA	運動会
専担当	妻 夫 姑 子	8	6	7	7	7	5	2 3 1	2	3	2 1	4
主担	妻主夫従	1	1									
	妻主子従		1	1	1	1		1				
	妻主姑従	1			1							
	姑主妻従	1	2	2	1	2	2	1 1	2	2 1		
共担	夫と妻 夫と子 妻と子 妻と姑 家族全員		1	1	1	1	2	1 1	1 1		1	1

して20%を借り入れることができる。これらの他、夕張市からは固定資産税、事業税の3ヶ年の減税措置、および不動産所得税の免税を受けることができる。

- (3) このA企業は、工場建物の支払い残金は2年据置きを含めて15年間の無利子割賦償還となっており、他の誘致企業に比べて一段と厚い優遇措置を受けている。
- (4) こうした中では、夫や子供たちの主婦に対する援助が不可欠であると思われる。表2-19によれば、家族員の援助を得た役割分担構造を作り出している事例が2-3みられる。しかし日々の家事の主なるものは大半の世帯において、現に主婦の肩にかかっているのである。
- (5) なお本稿では詳細に論じることは避けたが、主婦労働者の生活時間を律する条件のひとつとしての、家族生活を維持するための労働についてはより仔細にとらえる必要がある。それは家族員数、子供の年令、病人の有無等によってもそれにさくべき時間が異なってくるが、とりわけ見落すことのできない大きな要

表2-20 睡眠時間の比較

	夕張市の炭鉱労働者世帯(本鑑)※	一般成人男、女※※
夫	7時間44分	8時間4分
妻	6時間44分	7時間42分

※布施晶子「炭鉱労働者家族の構造と主婦の賃労働者化」(第47回日本社会学会、報告資料表6-⑦より)

※※NHK国民生活時間調査(1970)より

因は、夫の職業の性格による規制という問題である。例えば炭鉱労働者世帯にあっては、番方出勤によって夫本人ばかりでなく家族の、そして特に主婦の生活時間が規制されざるをえない。表2-20にも明らかなごとく炭鉱労働者世帯の主婦の睡眠時間は、成人女子の平均睡眠時間を約1時間も下回っているのである。なお炭鉱労働者の労働-生活時間の詳しくは、布施晶子「賃労働者層の労働-生活過程と家族の構造・機能-炭鉱労働者三層(職員層、鉱員層、組夫層)の家族の比較を中心とする実証的研究-」(『社会労評論』105号、1976。P.28-P.30)を参照のこと。

- (6) なおこの炭鉱労働者10ケースはいずれも本鑑ないしは直轄員とも言われる鉱員層であるが、夕張市における炭鉱労働者層の中での位置づけについて触れておこう。布施晶子、同上論文(1976)P.33第9表に明らかなごとく鉱員層の賃金の手取り額は6万円から20万円の間に分布しており平均で13.1万円となっている。したがって本稿でとり扱っている鉱員10ケース、すなわちその妻ないし子供が誘致企業に就労しているこれらの鉱員は、いずれも鉱員層の平均を下まわるものたちであると言えることができるだろう。

第3章 主婦労働者と家族の生活史に関する考察

第2章では主婦労働者の現段階での労働-生活過程を分析してきたが、本章では、彼女たち自身と家族の労働-生活史を考察する。

第1節 主婦労働者の職歴

まず主婦労働者の職歴を検討し、現在誘致企業で彼女たちが得ている職業の位置づけを探る。その際、本論文で直接対象としているA、Bの2企業に就労する主婦労働者11名に加えて、同じく新規誘致企業としてあるC企業の主婦労働者14名について得られている職歴の資料を用いる。⁽¹⁾なお前者11ケースの生活史と職歴に関しての概要は表3-1(i)、(ii)のごとくである。

さて25名的主婦労働者は、誘致企業に入職する以前にはいかなる職業経験を有していたのだろうか。25名中6名は誘致企業入職前には無職であり、家庭内で家事・育児に専念していたが、残りの19名は誘致企業入職前にすでに賃労働者となっている。表3-2④はこれら19名の誘致企業に入職する直前に従事していた職業と誘致企業への転職理由を示したものである。これによると、直前職として多い建設・土木関係の土方・雑役婦や農家の出面取りであったものの転職理由は、次のように整理されよう。まずこれらが早朝から日没までという長時間に渡っての屋外での重労働であること。そして季節的雇用であったり工事完了とともに解雇されるといった形の不安定な雇用形態にあることである。したがって後女たちにとっての誘致企業での職は、「いつまでも続けられる屋内労働」(B③)であり、労働時間が定まっているという点で有利

表3-1㊦ 生活史の概要

ケース	出身階層	来タ時点	出生地	学歴	結婚後來タしたもの
A④	炭鉱労働者	昭和10年	夕張	中卒	
A⑤	"	昭和23年	樺太	高女中退	
A⑥	船大工	昭和41年	山口	中卒	○
A⑦	炭鉱労働者	大正時代	夕張	中卒	
A⑧	"	昭和10年	夕張	中卒	
A⑨	林業労働者	昭和21年	樺太	高卒	
A⑩	農業	昭和37年	余市	中卒	○
A⑪	農業	昭和43年	樺太	高小卒	○
B②	炭鉱労働者	大正時代	夕張	高女中退	
B③	"	昭和17年	夕張	中卒	
B④	不明	昭和19年	不明	小卒	○

表3-1㊧ 職歴の概要

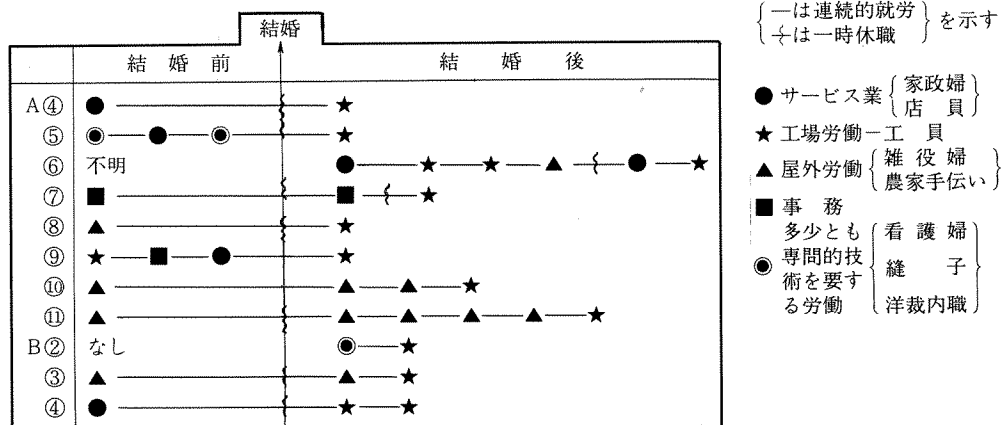


表3-2㊦ 直前職と転職理由

直前職	人数	転職理由についての事例()内は直前職の内容を意味する)
土方・雑役婦	5人	C②④(木工所の雑役婦)「労働時間が長かったため」 C③②(飯場の炊事婦)「ひとつところに落ちつきたくて」
店員	5人	C⑪(そば屋のレジ)「人間関係がゴタゴタし、性格に合わないため」
農家の出面取	4人	C⑩(きのこ・アスパラガスの栽培)「身体を悪くしたので」 B③(同上)「仕事がつかなかった。またいつまでも続けられる屋内の仕事に移りたかったから」
事務員	2人	
和洋裁の内職	2人	B②(洋裁内職)「内職は夜も昼もなくつい一日切り間なく働いてしまい、体をこわした。どっちにしても仕事はやりたかったし、外の勤めに出た方が健康保険もつくし、楽だろうと思って」
工員	1人	
計	19人	

なものであると言える。第2に店員をしていた者の転職理由は、C⑪によって人間関係のまづさが挙げられているが、夕張市における販売サービス業はせいぜい1～4人規模であり、一般にこれらは小規模であればあるほど長時間営業を行っており、主婦はパートとしてしか勤まらないと思われる。こうした小規模集団での人間関係上の諸問題や長時間に渡る労働、もしくはパートという不安定な就労形態が転職の背景にあることは想像にかたくない。⁽²⁾そして最後に内職仕事に従事していた者は、昼も夜も際限のない長時間労働であり、健康を害したからと言って健康保険等の社会的な保障があるわけでもない。そうした不安定な状態から抜け出すために、誘致企業が選択されているのである。

ところで言うまでもなくこれら19名の主婦労働者たちは、前職においてさまざまな問題に直面しながらも無業の主婦となることを選ばず、賃労働者としてより有利な条件を得ることのできる職場を選択してきている。そこで前職からもっとさかのぼって、これら主婦の職業選択のあり方と、そうした経験をふまえての誘致企業入職の意味をより深く考察していこう。表3-

表3-2② 転職回数

1回	9名
2	4
3	5
4	0
5	1
計	19名

2②は転職経験を有する19名の転職回数を示したものであるがこれによれば、転職回数が1回である者、すなわち誘致企業入職前に他の職業を1度だけ経験している者は9名である。2回の者が4名、3回の者が5名、5回にも及ぶ者は1名である。つまり過半数の者が2つ以上の職場を転々としてきているのである。

3回の転職回数を有すC②は、末子が小学校に就学してから働き出し、まずS炭鉱で丸太かつぎをした。しかし「土方仕事は疲れるので」やめ、個人経営の商店でパートの売り子となった。C企業が誘致される話を聞き、そこに入職するつ

もりで昭和48年1月にこの商店をやめ、C企業に入るまでのつなぎに生協で売り子をした。そして48年9月にC企業に入職した。C②の場合はやはり3回の転職経験がある。まず農家の出面取りをしていたが、「外仕事よりもいいから」とラーメン工場の工員に変わった。しかし、ここは夫の転勤により退職を余儀なくされた。夕張に移ってからは建設関係の雑役婦をしたが「土方はやったことがなく疲れる」のでやめてC企業で職を得た。

以上の事例のごとく彼女たちは、自らの就労経験をふまえながらより有利に働き得る条件を求めて職場を選択してきている。彼女たちの経験職業は、とりもおさず地域社会の婦人の労働市場の一端を示すものであるが、新たに誘致された諸企業での労働条件は地域社会のスタンダードからするなら、より良い条件を提供するものであると言えよう。それは主として第1に、いつまでも続けることが可能な安定した雇用形態であること、第2に健保等の社会的な保障が得られる職場であること、そして第3に屋内労働でありしかも労働時間が定まっていること、といった3点にまとめることができる。誘致企業における労働諸条件はすでにみたごとく、少なからぬ問題点を有しているのであるが、主婦労働者の職業経験からするなら、より有利な、あるいは、かつてなく良い条件を提供する場として誘致企業が存することは明らかである。すでに第2章第2節で触れておいたが、主婦労働者たちの中で現在の誘致企業の労働諸条件に対して、「普通だと思う」とか「いろいろやってみたがまあこんなものだと思う」といった肯定的な、あるいは諦観的な評価の背景には、実は以上のごとき事情があるということは十分に推測されよう。

第2節 家族の生活史

さきにみたごとく主婦労働者25名中19名は、誘致企業就労前にすでに賃労働者化しており、「身体を悪くした」として前職を辞してもなお、より有利な職場を求めこそすれ、無業の主婦という形で家庭には容易に撤退していない。このような主婦の就労に対す意欲を促すものは一体、何であろうか。この主婦の賃労働者化を促す要因およびこれを支える条件は、結婚にはじまる新しい世帯の形成後の夫の職業変遷、および子供の出生、養育過程のあり方と深くかかわっているにちがいない。そこで、主婦が賃労働者化した時点と契機を、家族の生活史の中に投げ返し、家族とともに歩んだ主婦労働者の生活史を把握しよう。その場合、家族の生活史の最も基本的な柱の第1は、夫の職業による規制であろうと思われる。つまり、主たる家計維持者たる夫が従事している職業の性格により、ある場合にはたび重なる居住地の変更を余儀なくされたり、またある場合には突然失業に襲われさえする。第2の柱は、主婦が賃労働者として生活を営む上での大きな困難として予測されるところの、子供の出産養育等とかかわる生活史上のできごとである。この2つの柱を軸として主婦の賃労働者化を促す背景を、家族史の側面から探っていく。

〔1〕 出目と世帯形成

そこでまず、主婦労働者とその夫の出目を簡単に見ておこう。なお以下で用いるサンプルは、本稿で直接対象としているA、B企業の主婦労働者11ケースである。表3-3④によれば主婦労働者とその夫の計22名中、炭鉱労働者世帯の出身地が12名と圧倒的に多く、しかもそのうち

表3-3④ 夫と妻の出目

妻の出自 夫の出自		夕張市		道内(余市)	樺太		鹿児島	不明	計(夫)
夕張市	炭鉱労働者	A④, A⑧ B②, B③	A⑨						5人
	農業								0
	零細 自営業主 (非農林)	A⑦							1
道内(余市)	林業労働者			A⑩					1
樺太	炭鉱労働者						A⑥		1
福島	農業				A⑪				1
不明						A⑤		B④	2
計(妻)		5人	1	1	1	1	1	1	11

夕張市内出身者は10名である。これに次いで農林業従事者の世帯出身者が5名となっている。労歴でみると表3-3⑨に明らかなごとく、小学校、高等小学校、新制中学校という義務教育課程を終了したにすぎない者が22名中17名であり、低学歴者がめだつて多い。以上の二表から、

表3-3⑨ 夫と妻の学歴

夫 \ 妻	小 学	高 小	新 制 中	新 制 高	高 女 中 退	計(夫)
小 学 校	B④	A⑪	A④, A⑥			4人
高 小			A⑩		A⑤, B②	3
新 制 中			A⑧, B③			2
新 制 高				A⑨		1
旧制工業			A⑦			1
計(妻)	1人	1	6	1	2	11

夫と妻の出自がきわめて類似しているという傾向を読みとることができる。

さて次に世帯形成時における夫の職業をみておこう。主婦労働者の夫11名中、結婚前の職歴がわからない3名を除くと、表3-4によれば、学卒後に従事した初職を結婚まで継続している者は5名、転職経験のある者は3名である。結婚時点での夫の職業とその継続期間をみると、

表3-4 結婚に至るまでの夫の職歴

結婚時の 夫の職業	転職経験	転職経験なし	転職経験あり
炭 鉱 労 働 者	A⑥、A⑪、B③'	A⑦、A⑧'	
管 理・事 務 労 働 者	A⑨'	A⑩'	
国 鉄 労 働 者	B②'		

※但し、結婚前の職歴の詳細が不明であるA④', A⑤', B④'を除く。A⑥'はA⑥の夫を意味している。

炭鉱労働者として結婚に至った5ケースの炭鉱継続期間は、A⑦' (A⑦の夫を意味する。以下同様。)が6年、A⑥'が8年、A⑪'とB③'のいずれも9年である。A⑧'の場合は結婚前に4回の転職をくり返したが、炭鉱に就労して6年後に結婚に至っている。次に管理・事務労働者ないしは国鉄職員として結婚に至っているのはA⑨', A⑩', B②'の3名である。このA⑨'の場合は9年の炭鉱経歴をもつが、「閉山が相次いだので石炭に見切りをつけ、将来性を期待して」A企業に入職した。そしてその1年後に結婚している。またA⑩'は学卒後父が勤めていた10人規模の木材関係の会社にはいり管理職となり、勤続17年目にして結婚している。以上のごとく、世帯形成と夫の職業との関係を見るならばそれは一口に言って、夫の職業が安定しそこの職業経験もたくわえられてきた段階や、将来の生活の安定を見通しうる段階においていずれも世帯を形成するに至っているのである。

(2) 夫の職歴変遷と主婦の賃労働者化

それでは結婚後の夫の職歴変遷はいかようなものであったのだろうか。まず第1にこの点を検討し、次いで結婚後の子供の出生・育児とのかかわりで主婦の賃労働者化の諸契機を考察していこう。

表3-5によれば主婦労働者の夫11名は、職歴にまったく変動のなかったものと変動のあったものと2つに大きくわかれる。前者はA④', A⑤', A⑧', B②', B③'の5ケースである。(A⑨'もこれにはいるが、結婚して2年しか経過していないので、ここでは一応除外しておく。)

これに対し、転職経験を有する5名のうち、A⑦'、B④'は1回のみ転職している。残りの3ケース、A⑥'、A⑪'、A⑩'はそれぞれ6回、5回、2回という多くの転職経験があり、しかもその過程では会社の倒産や本人の病気が契機となっており、転職が1回のみで2ケースとは質的な相違があるとみられる。

表3-5 結婚後の夫の職歴

		転職の契機等	計
2回～6回転職	A⑥'	石炭を見切る。その後病気、けが。	3
	A⑪'	石炭にいやけさして転職。	
	A⑩'	会社倒産、夜逃げ、病気。	
1回転職	A⑦'	炭鉱を見切り、誘致企業の管理労働者となる。	2
	B④'	停年退職、その後無職。	
転職経験なし	A④'、A⑤'、A⑧'、A⑨'、B②'、B③'		6

表3-6 主婦の賃労働者化とライフステージ

		Iステージ	IIステージ	IIIステージ	IVステージ	
a パターン	A⑩			→		※ステージ区分は以下のごとくである。 I. まだ子供のない新婚家族。 II. 末子が乳幼児。 III. 末子が小・中学生段階。 IV. 末子が高校・大学生時代、または就職している段階。 V. 末子が結婚、就職により別居している段階。 (ただし、V段階に至っているケースはここではない。 ※※但しA⑨を除く
	B②				→	
	A⑥			→		
	A⑧	→				
	A⑪				→	
	B③	→				
b パターン	A④			→		
	A⑤			→		
	B④	→		→		
	A⑦				→	

次に子供の学令を中心とした家族のライフサイクルのステージをメルクマールとして、主婦の賃労働者化の時期区分を行ってみよう⁽³⁾。表3-6によれば、主婦の賃労働者化のパターンは、次のように分類できる。まず、結婚後一貫して働き続けてきたA⑩とB②のパターン。乳幼児をかかえた段階で賃労働者化したA⑥、A⑧、A⑪、B③のパターン。学令期の子供をかかえた段階以降に賃労働者化したA④、A⑤のパターン。新婚当時共働きをしていたが出産とともに退職し、学令期の子供をかかえた段階以降に賃労働者化したA⑦のパターン。最後に子供の青年期に就労したB④のパターンである。(ただし現在Iステージに属するA⑨はここでも除外している。)乳幼児をかかえての主婦の就労の困難さを考慮して大別するならば、次の2パターンに分けることができよう。すなわち乳幼児をかかえながらも主婦が賃労働者となっているaパターンと、結婚ないし出産とともに無業の主婦となり、子供に手のかからなくなった時点で賃労働者化したbパターンとの2つである。以下、a、bの順に家族の生活史を考察するがその際、主婦労働者が自らの生活史における転期をどうとらえているかという点も含めて考察し、生き生きとした生活史分析を行いたいと考える。

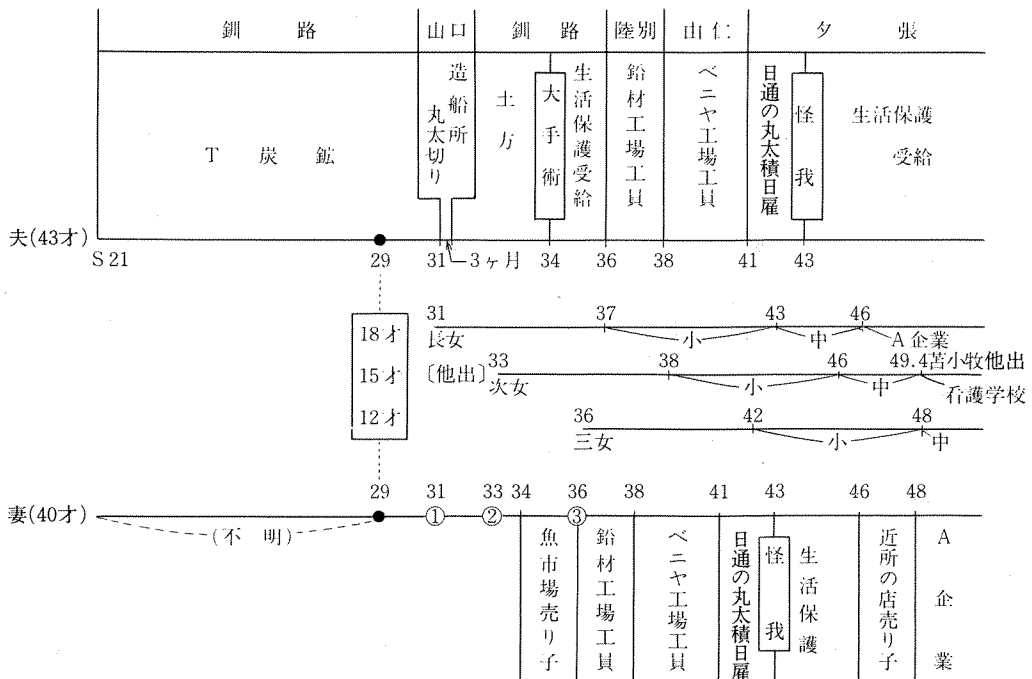
① aパターンの考察

このパターンに属する6ケースのうち、先にもみたごとくA⑩とB②は子供の乳幼児期にも賃労働者であり続けており、A⑧、A⑥、A⑪とは共に末子が1才の段階で、B②は末子が3才の段階で賃労働者化している。これらの事例では、子供の養育に主婦の手がわずらわされざるを得ない時期に、なぜあえて賃労働者となっていたのであろうか。さきに触れておいたように、A⑥、A⑩、A⑪の夫は大きな職業変動を経験しているのに対し、残るA⑧、B②、B③の場合は同一職に従事し続けている。そこでこの前者と後者に分けて詳しく事例を検討していくことにする。

まず、夫が何度か転職している3ケースについてみていこう。

〔A⑥の事例〕A⑥が賃労働者化した時点は、夫が肝臓の大手術をし生活保護受給に至った昭和34年である。夫は釧路における10年の炭鉱労働者生活に26才でピリオドを打ち、新たな職を求めた。妻の実家のある山口県にまで行き、船大工として丸太切りの仕事に従事した。しかしこれは3ヶ月しか続かず再び釧路にもどり土方をしていたが、これまでの無理がたたってか、肝臓をわずらい大手術をしなければならぬ事態に陥った。このA⑥の夫の足跡は、炭鉱離職者の一事例としてみることができる。炭鉱の坑内労働者は一般に危険度が高いが、賃金は「オカ」の他の労働よりも数段高い。したがって危険な坑内労働に見切りをつけ、他の職を求めても、格段に低い賃金のため長続きしなかったのであろう。そうこうして転職を試みているうちに夫は肝臓をわずらい、それまで無職であったA⑥は1才の乳幼児をかかえて働きに出なければならなかったのである。昭和34年から夫が再び働き出す36年までの期間は、生活保護費とA⑥が魚市場の売り子をして得るわずかな賃金によって生活をたてていたが、この苦しい時期に、同市内に居住する夫の親、兄弟に「まったく見離された」という。そこで「釧路を離れ、夫婦2人で生活をたてていく決心をし」36年から陸別、由仁と職を求めて転々とし、夕張にやってきたのである。その間A⑥は夫と同じ職場で共働きを続けてきた。ところが43年、丸太積みの作業の際に丸太の下じきになり、妻は腰、夫は足に怪我をした。こうして夫婦そろって生活保護を受けざるをえない身となったのである。46年には長女が中卒と同時にA企業に就労して家計を

図3-1 A⑥の家族の生活史



※●は結婚時を、①、②、③は第1子、第2子、第3子の出生時を示す。

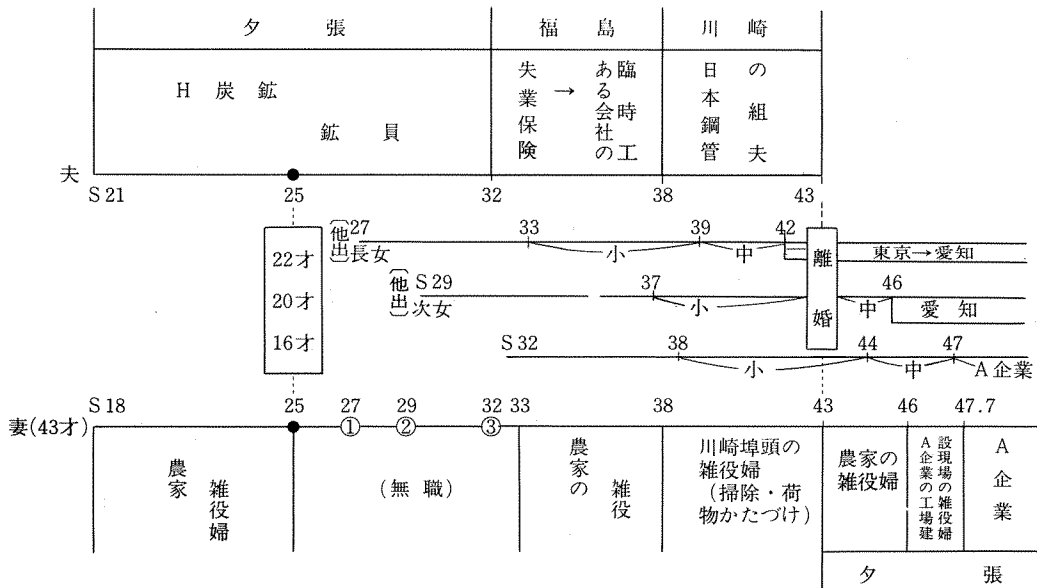
助けたが、「娘ばかりに頼ってはいられない」と妻も近所の店の売り子をした。48年からは頼みこんで妻もA企業に入れてもらい、「夫も来年あたりからA企業の軽作業につく予定である」という。

このようにA⑥の場合は、夫の炭鉱からの離職がうまくいかずに病気になったことから、乳幼児をかかえながらも家計の柱となって働いてきたのである。こうした生活史をもつA⑥は、結婚当時、すなわち夫が炭鉱労働者として安定していた時期が、「給料は安くてもなんとか生活でき、一番良かった」としている。そして自らの生活の第1の転機を、夫の手術後、「だれも助けてくれないなら、自分も働いて生活をたててゆこう」と決心した時期、第2の転機を、「二人ともけがをして、子供におやつも与えられなかった時期」としている。苦しい時期を2度経験し、どんな仕事にもつき、家族の生活を支えてきたA⑥にとって現在は、夫の職業復帰のめどもたっており、A企業によりかかる形でようやく安定した生活をむかえる段階であるといえるだろう。

次に掲げるA⑪は、A⑥と同様に夫が炭鉱から離職した事例である。

〔A⑪の事例〕A⑪の夫は、福島から夕張の炭鉱に出稼ぎにきて、そのまま炭鉱労働者として11年間働いていた。昭和32年に「炭鉱がいやになって」離職し、夫の実家を頼って一家で福島に移った。失業保険でしばらく暮らした後に臨時雇いの工員となったが、賃金は少なく生活は苦しかった。そこでA⑪は、子供たちを夫の実家に預けて、農家の出面取りに出なければならなかった。38年に川崎に移り、夫は新聞広告の募集により日本鋼管の「組」で働くようになったが競輪、競馬にこり出し、「自分の給料を皆すってしまった」。そのためA⑪は日雇いで川崎埠頭の掃除、荷かたづけ等を行う雑役婦となった。そしてついに夫にがまんができず、昭和43年に離婚にふみきり、夕張の実家にもどったのである。夕張にもどってからは実家の農業手伝いをしたが、実家に居づらくなりアパートを借りて、A企業の工場建設現場の飯場で働いて生活をたてた。この時は午前7時から午後7時まで働いて、2食付きで3万円の賃金であった。A企業が操業を開始してから、中学を卒業した長男とともにA企業に入職した。A企業にはいるとき、1度は断わられたが、市役所に「A企業にはいれないなら生活保護をとる」とかけあって市役所を通してようやく入れてもらったという。

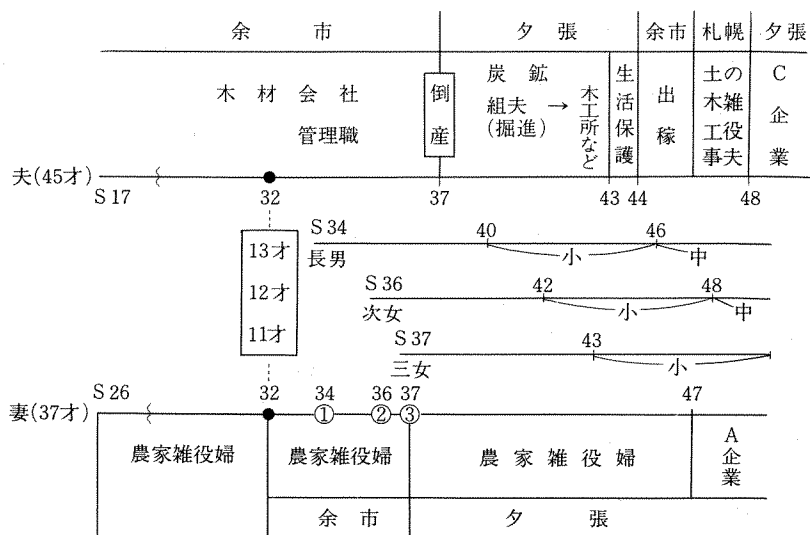
図3-2 A⑪の家族の生活史



A⑩は生活の転機を、川崎時代から離婚に至るまでの時期としている。その時期には、「日曜、祭日もわりこんで仕事をとり、1日も休まずびっちり働いた」という。港湾等で働く日雇労働者といえば、「仕事があればいく」という不安定な就労形態であり、「規則的恒常的反復失業」がついてまわる。又、長時間にわたる筋肉労働であるために就労状況は、1日、2日働いては休むというパターンにならざるをえない。ちなみに山谷の日雇労働者は30日間で平均17.4日の就労となっている。⁽⁴⁾ A⑩が、激しい筋肉労働のくり返しをしながら、子供の養育のためにいかに必死で働いていたのかということを知ることができよう。こうした日雇労働者としての経験からすれば、現在のA企業での労働条件は相対的には安定したものであり、「病気になっても健康保険はつくし、今はありがたい。しあわせだと思う」と語っている。

さて最後にA⑩の事例をみよう。

図3-3 A⑩の家族の生活史



〔A⑩の事例〕 A⑩の夫は結婚当時、木材関係企業（10人規模）の管理職であった。その当時でも「夫の稼ぎが少なく、生活が苦しかった」ので、農家の出面取りをしていた。37年に夫の会社が倒産し、会社の借金が夫にかかりそうになった。そこで、当時の石炭産業の状況から「炭鉱にはいればなんとかなるだろう」と夕張に一家で「夜逃げ」をしてきた。夫はH炭鉱下請の組にはいり掘進夫となったが、その組がやくぎと関係しており、借金の返済の恐喝を受けたためそこを逃げ出し、以後木工所等を転々とした。炭鉱をやめるに至ったもう一つの背景に、43年のH炭鉱の鉱内火災がある。A⑩の夫が坑内から出たとたん到大爆発が起き、あやういところで命拾いをしたことが、炭鉱をやめるもうひとつの動機になっている。そしてその後、夫は体を悪くし生活保護を受給した。A⑩は夕張に移ってから夫の職が安定しないために農家の雑役をしていたが、夫の病気以降は家計の柱となって働かざるをえなかった。その当時は、朝5時に起き、夕方5時まで働きつめたという。44年から夫は余市や札幌に土方として出稼ぎに出ていたが、48年に誘致企業のひとつであるC企業に入職した。A⑩自身も47年からA企業に就を得たのである。

A⑩は、彼女が小学校を卒業する前に父を亡くしており、小学校高学年の頃から「農家奉公をし、中学も数回しか行けなかった」としている。結婚してからも夫の低賃金を補うために、そして夫の会社の倒産その後の病気のために3人の乳幼児をかかえて働き続けてきたのである。

A⑩は自らの生活の転機となった時期を、次のように区切っている。その第一は父の死による生活苦、第2は結婚当時の生活苦、第3は夫の会社の倒産、夜逃げ、第4はやくざにつきまわられて炭鉱を逃げ出さねばならなかったこと、である。このようにA⑩の場合も、なみなみならぬ生活の苦労が生活史の節々に織り込まれている。そして現在は夫婦ともに誘致企業に職を得たことから、家族そろっての生活を営むことができるようになったのである。

以上のA⑥、A⑩、A⑪の3事例に共通しているのは、夫の失業や転職による職業の不安定化、その過程での病気・けが等が、結婚当時の炭鉱労働者ないしは管理労働者としての生活を打ち破り、家族の生活状態を大きく落ちこませ、主婦が乳幼児をかかえながらも賃労働者として働かねばならない大きな要因になっていることである。生活上の困難に何度も見舞われ、生活保護受給にまで至りながらも、主婦が賃労働者となることで生活を支えてきたのである。そうした中で3事例ともに現在は、誘致企業に複数の就労者をもち、家族生活を誘致企業にもろに依存する形で、それ以前と比して相対的には安定した生活への見通しを得ることができる段階に達しているのである。

さて次にaタイプに属する残りの事例を検討しよう。A⑧、B③、B②は図3-4①、②、③に明らかなごとく、結婚時から現在に至るまで夫は同一職に従事しており、A⑧とB③の夫は炭鉱労働者、B②の場合は国鉄労働者である。この3事例において、主婦が賃労働者化した理由は次のごとくである。

A⑧は、長男が3才、長女が1才の段階で「子供を姑にみてもらい、子供の教育費を得るために」A企業就労したとしている。B③は、「昭和35年に夫が坑外から坑内の仕事に移ったときはいくらか楽になったものの、ほとんどいつも生活は苦しかった」ので、4才の末子を姑にまかせて働きに出た。近所の炭住に住む人の紹介で、結婚前にも経験し慣れていた農家の雑役婦となったのである。B②の場合は結婚当初、国鉄宿舎があたらず、昭和28年当時で日々3千円を支払う間借り暮らしをせざるをえなかったため生活が苦しかった。これを切りぬけるためにB②は、結婚前に身につけていた洋裁技術を生かして内職を始めた。B②は働く理由について「夫の収入だけではとうていまかないえない子供の教育費をかせぐため」であり、又、「家でおさんどんをしているだけではもったいないから」と述べている。

図3-4① A⑧の家族の生活史

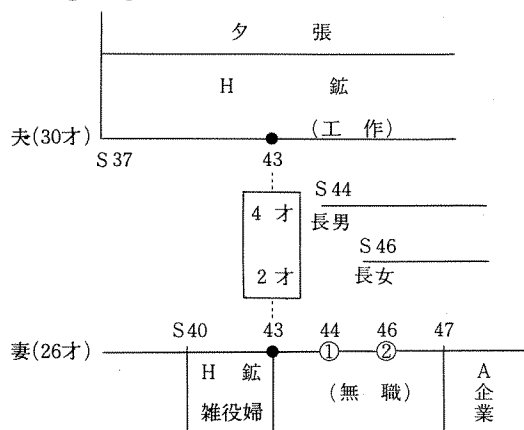


図3-4㊸ B③の家族の生活史

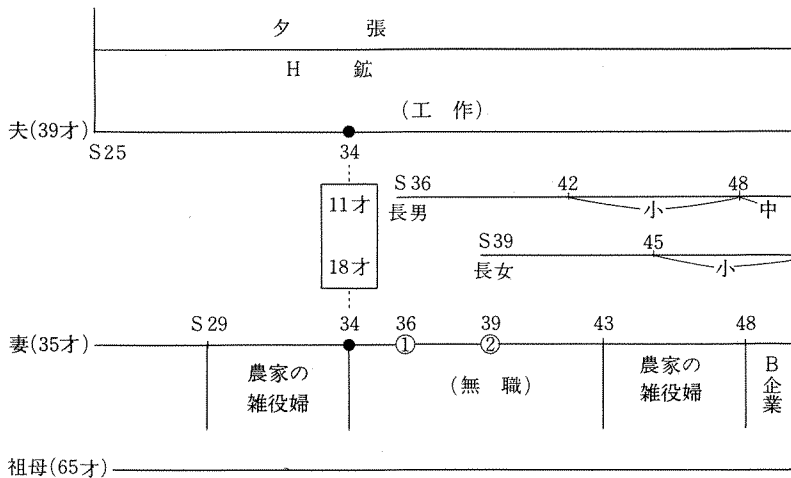
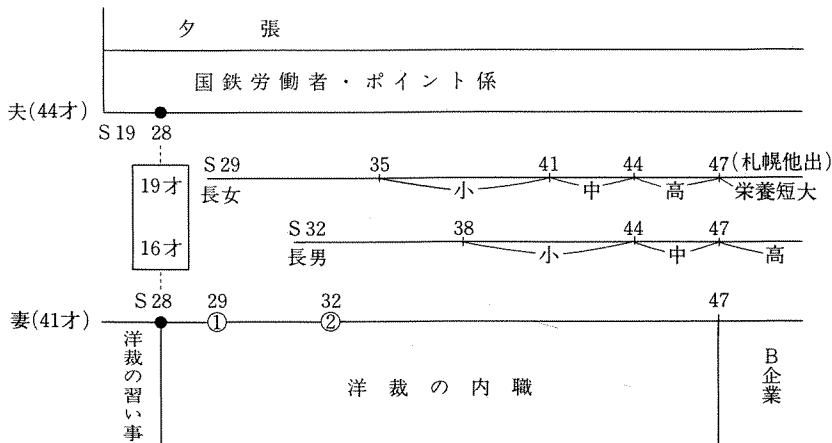


図3-4㊹ B②の家族の生活史



このようにこれら3事例の場合は、さきにみた夫の大きな職業変動過程での、主婦の不可避免的賃労働者化の事例とは大きく異っている。夫の収入のみでは、生活費および子供の将来の教育費がまかなえないので、少しでも生活のたしにと賃労働者化したのである。しかもみのがせないのは、A⑧とB③の場合には乳幼児の世話をしてくれる姑が同居しているという条件があり、またB②は家庭内で子供の世話をしながらでも可能な内職に従事していたことである。すなわちこれらが、自らの賃労働者化に際しての諸困難、なかでもとりわけ乳幼児の養育にかかわる問題を考慮し、これをいくらかでも解決しうる条件を有していたということは、さきにみた3事例との大きな相違点であると言える。

② b パターンの考察

b パターンは、乳幼児に主婦の手がわずらわされざるをえない時期を避けて、子供が少年少女期段階になってから賃労働者化したA④、A⑤、A⑦の3ケースと、青年期段階に賃労働者化したB④の計4ケースである。図3-5㊴、㊵にみるごとくこれらのうちA④とA⑤の2事例はともに、夫の職業は結婚以来同一である。

A④の夫はH炭鉱下請のS製作所の鉄工員である。結婚以来「夫の稼ぎが少なく食しかった」がA④は家庭内でやりくりにつとめ、昭和47年、末子が10才の段階に至ってA企業に入職した。その理由は、「夫の収入のみでは生活できないし物価に追われるばかりなので、少しでもたしにしようと思って」ということである。A⑤の夫は農産物製品を扱うS社に勤務しており、現在は管理職についている。A⑤は結婚以来無業であったが、昭和46年、すなわち長女の大学進学の前年にA企業に入職した。その直接の動機は長女に大学教育を受けさせる費用を捻出するためである。

図3-5㉑ A④の家族の生活史

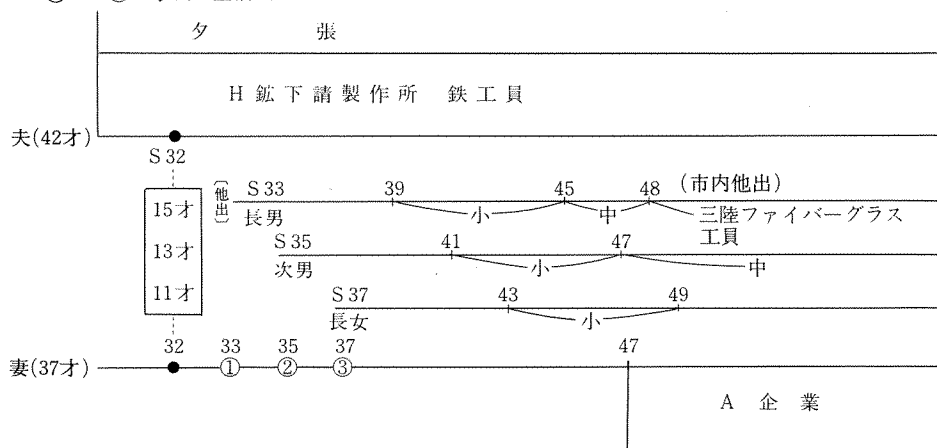
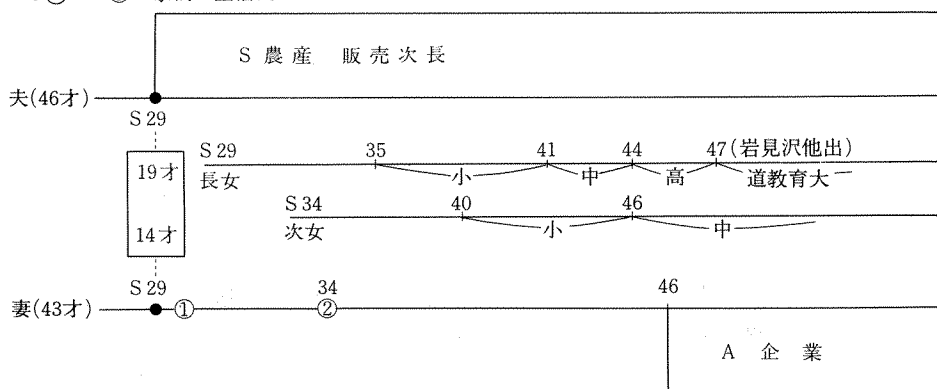


図3-5㉒ A⑤の家族の生活史



以上の2事例とは異なり、図3-6㉑、㉒に明らかなごとくA⑦とB④の夫は転職経験を有している。

〔B④の事例〕B④の夫は市営の質屋からつてを得て市役所の戸籍係となった。33年に停年退職しその後、詳細は不明であるがアルバイトをし、現在は無職となり恩給を受給している。B④は長男が大学進学のため札幌に他出した46年に、結婚後はじめて賃労働者化し、誘致企業のひとつであるD企業のパートの工員を1年、次いでB企業に入職した。

このB④の場合は、夫が停年退職した際には賃労働者化してはおらず、その時点での大きな生活状態の変化はみられない。長男の市立大学への進学とともにその学費捻出のために賃労働者化しており、さきのA⑥、A⑩、A⑪にみられた夫の失業や転職によって直接的な生活状況の困難が到来した事例とは異っているようである。同じく夫に転職経験のあるA⑦の事例はどうだろうか。

図 3-6 ㊦ B④の家族の生活史

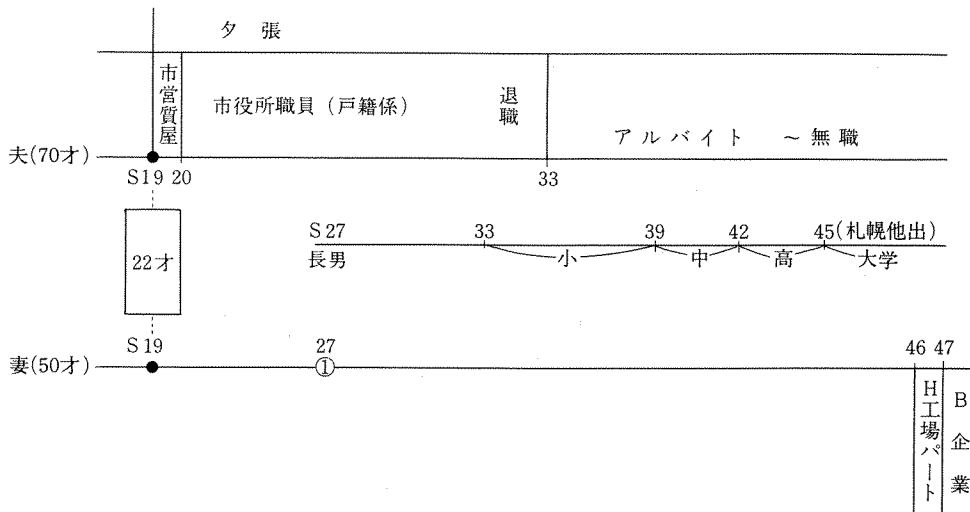
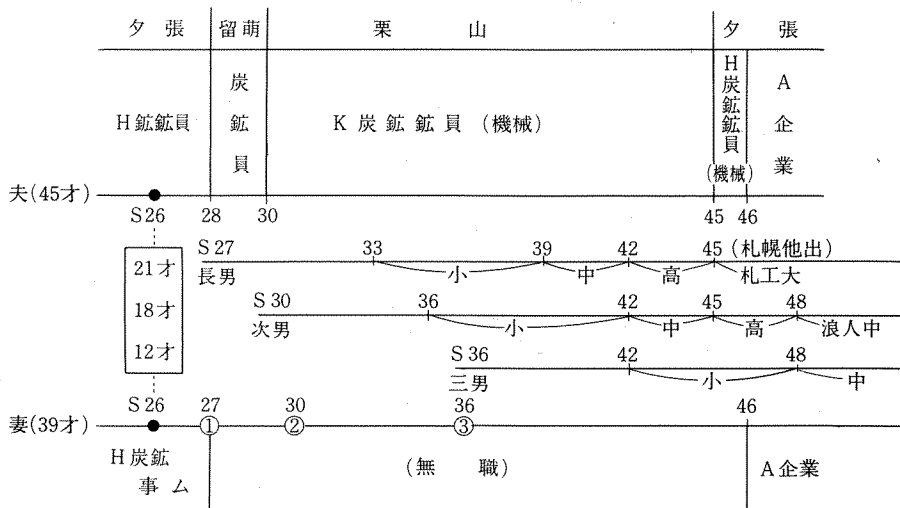


図 3-6 ㊧ A⑦の家族の生活史



〔A⑦の事例〕A⑦の夫は結婚以来19年間、炭鉱労働者であったが、この間に3度の炭鉱閉山に遭遇している。そのため、夕張、留萌、栗山の炭鉱を転々とせざるをえなかった。3度目の閉山にあった時、実家のある夕張のH炭鉱に職を求めたのであるが、このH鉱も遅かれ早かれ閉山の予定であることを知り、「炭鉱は不安定なので足を洗うことを決心し、46年にA企業に就労した。夫が転職した年にA⑦は結婚後はじめて賃労働者化し、同じくA企業に就労した。末子は10才であった。A⑦の賃労働者化の直接的な理由は、「大学在学中の長男の教育費を稼ぐため」であるとしている。A⑦の生活の転機の第一は新婚時代であり、「夫の賃金が安くて暮し向きが苦しかった。それなりに生計をたてはきたが」としている。そして第2から第4の転機はすべて夫の炭鉱の閉山であり、それによる新しい土地へと移転せざるをえなかったことであるという。現在夫はA企業に管理職の地位を得ているが、「もし炭鉱をやめなかったら、今頃は15～20万円位は稼いでいたと思う」としている。

A⑦の夫は管理職といえども月に10万円の収入であるから、賃金は転職の際には炭鉱時代より減ったものとみられる。ここにA⑦の賃労働者化のもつひとつの背景がある。つまり、転職による収入減を、妻も就労することによって少しでもくいとめることである。しかしこのA⑦の場合も、夫の転職によって生活状態に変化をこうむったとはいえ、さきのA⑥、A⑩、A⑪のごとき、窮迫的な形で主婦の賃労働者化のケースとは異なっているとみななければならない。なぜなら先の3事例においては、夫の転職による職業の不安定化とそれに伴う主婦の就労としてあった。しかしA⑦の場合は、夫の転職によって収入が減りはしたがそれとはひきかえに、何よりも閉山の不安などにはおびやかされない安定した将来の生活を見通して自覚的にA企業を選んだのであり、しかもそこで管理職としての地位を得たのであるから。ところで、ここで今まで除外して考えてきたA⑨の位置づけをしておく。A⑨の夫は閉山が相次いで炭鉱生活が不安となったため、結婚の1年前にA企業に役職者として入職したのであったが、この転職により収入はA⑦と同様、急激に減少した。しかも購入したばかりの車の月賦もあって、新婚早々の生活はかなりきつかったという。そこでA⑨が結婚してもA企業をやめずに共働きを続けることによって、きりぬけてきたのである。かようなA⑨の事例は、夫の転職による収入減を妻の就労により補っているという意味で、A⑦の事例と近いものとして位置づけられよう。

第3節 生活史からみた主婦労働者層の諸特徴

これまで、主婦労働者の職歴と家族の生活史とを考察してきたが、ここで明らかになったことをまとめてみよう。まず、これら主婦労働者とその夫の出自は、炭鉱労働者世帯が過半数を占めており、また学歴では、小学校、高等小学校、新制中学校といった義務教育課程を終了しているにすぎないものが、22名中17名にも及んでいる。こうした低学歴者同士の、そしてまた、出自の類似しているもの同士の結婚という傾向がめだっている。結婚に至る段階は、夫が定職につきそこでの経験をたくわえて以降であり、このことは、将来の結婚生活を営んでいく上での見通しを見出した段階で結婚に踏み切っている、ということの意味するものであろう。

一方、結婚してからの主婦労働者の職歴をみると、A、B企業の他にC企業的主婦労働者も含めた25ケース中、無業であったものを除いて19ケースは、これらの誘致企業に就労する前に土方、雑役婦、店員、農家の出面取り、和洋裁の内職、工具、事務員といった屋外での筋肉労働や不安定な雇用形態のもとでの長時間労働に従事していた。この19名中10名は2回から5回にも及ぶ転職を経験しており、少しでも働きやすい職場を求めて試行錯誤してきた足跡が認められる。そうした中で誘致企業で現在得ている職業は、屋内労働であり常雇であり、健康保険等も保障されているといった点で、前職と比較するなら相対的には有利な労働条件であるといえよう。

ところで先述のごとく、結婚時には夫は安定した職についていたのであったが、その後の夫の職歴変遷と、さらに子供の養育等を含む家族の生活史のあり方が、主婦の賃労働者化と深くかわりあっているといえる。主婦が賃労働者化した時点のライフ・サイクルのステージと、夫の職歴とのからみ合いを中心に家族の生活史を洗い出した結果は、次の3つのタイプに分類することができる。タイプ④は、夫の職歴の変動とともに、生活上の大きな困難に遭遇し、子供が乳幼児の段階においても主婦が就労しなければならなかったものである。これに属するのはA⑥、A⑩、A⑪の3事例である。タイプ⑤は、夫の職業に変動はないが、乳幼児をかかえた段階でも主婦が就労していたものである。これには、B②、B③、A⑧が含まれる。タイプ

㊦は、夫の職業にタイプ④にみられるとき大きな変動はないが、子供が少年少女期を迎えた段階以降において主婦が就労している。このタイプにはA④、A⑤、A⑦、B④が属する。なおA⑨は、子供が生まれてない新婚期にあたる事例であり、今後、タイプ④、㊥、㊦のいずれかに移行していくものとして位置づけられよう。

以上のように分類した各タイプ間の差と特徴を次に要約する。タイプ④は、㊥および㊦と大きく異なっている。タイプ④の世帯においては、夫の失業、転職、病気等が契機となって生活保護の受給に至るような生活上の困難が生じ、家族の生活の糧を得るための職場を求めて各地を転々とせざるをえなかったのである。そうした中で主婦は、乳幼児をかかえながらも自ら賃労働者化し、ある時には世帯における主たる家計維持者としての役割をさえ果たさねばならなかった。現在では各世帯ともに複数の働き手をもっているが、それらはこぞって誘致企業で職を得ている。すなわち家族の生活が全面的に誘致企業に依存する形で維持されているのである。タイプ④を特徴づける夫の職業変動は、3事例中2事例が炭鉱からの離職過程での失敗による不安定流動化としてあることは注目にあたいする。

一方、タイプ㊥と㊦における主婦の賃労働者化は、夫の職業に大きな変動はみられず、タイプ④ほどには不可避的かつ窮迫的ではないと思われる。これらの多くは結婚時以降、暮らしむきは決して楽ではなかったが、主婦は就労を避けている。乳幼児をかかえて賃労働者となったタイプ㊥にあっても、子供の世話や家事の代行をしてくれる姑を有していたり、また仕事量の調節等が一定可能な内職に従事している。タイプ㊦は、子供に手がかからなくなった時期を選んで賃労働者化しているのである。両タイプの賃労働者化の理由は、家庭内で無業であるのではもったいない、収入を得て少しでも家計のプラスにしたいということであり、とりわけ家計の中で子供の教育費分の補填を意図している。すなわちタイプ㊥と㊦は明らかに、主婦の賃労働者化によって家計費を上昇せざるを得ない層であり、その中でタイプ㊥は子供の養育等、主婦の就労に伴う諸困難を解決しうる条件を有しているケース、タイプ㊦はそうした条件をもたないケースであると言えよう。かかるタイプ㊥、㊦がタイプ④と大きく異なる点は、その賃労働者化に伴う諸条件を考慮しての、より積極的な賃労働者化の位置づけがなされる点にある。

なおここで注意しておかなければならないのは、タイプ㊦のA⑦の事例のもつ意味についてである。すなわちA⑦は、数度の閉山をつぶさに体験してきた炭鉱労働者の転職事例であるが、その転職によってさきゆきの安定性とひきかえに急激な収入減が生じ、これを補うという役割を主婦の賃労働者化が担っているのである。ここでの主婦の賃労働者化は、家計補助という現状維持的な役割を果たすにとどまらず、家族生活の今後への展望を物質的にも支えるという役割をもっているといえよう。A⑦の夫の場合には、転職後管理職としての地位を得たとはいえず、タイプ④に現われたような不定流動化への危険が決してないとはいえないだろう。夫が炭鉱労働者であるA⑧、B③の将来においても、石炭産業の今後の動向いかんによっては、同様なことが言えよう。

第4章 主婦労働者層の生活史と現実の労働—生活過程

第1節 生活史からみた階層形成と主婦の賃労働者化のもつ意味

さて、以上の分析結果を、第2章からの分析論理の中に位置づけてみよう。第2章では、現段階における主婦労働者の労働—生活過程の実態をとらえ、その中でとりわけ世帯において主

婦労働者の担う役割が、夫の職業・従業上の地位・収入を中心として区分した世帯階層ごとに相違していることを明らかにした。そして第3章での家族の生活史の分析からは、主婦の賃労働者化が夫の職歴変遷に強く規定されながら、家族の史的文脈の中に刻印されてきていることが明らかとなり、大きく分ければ2つの、ライフサイクルのステージ区分によれば3つの生活史の異なるタイプを見出した。これと第2章で得た世帯階層とをクロスすると表3-7が得られる。

表3-7 生活史のタイプと階層別事例分布

生活史 現段階	タイプ①	タイプ②	タイプ③	その他
X ₁		B③, A⑧		
X ₂		B②	A⑤, A⑦	A⑨
Y ₁	A⑩, A⑪		A④	
Z	A⑥		B④	

この表は、縦軸でみる現段階でX₁, X₂, Y₁, Zという階層に所属する世帯の、階層形成史の質的な相違を横軸で示している。これによれば、タイプ①という生活史をもつものは、Y₁, Zという低位の階層に位置づいており、

タイプ②は、X₁, X₂という高位の階層に属していることがわかる。そしてタイプ③は低位層と上位層とに分かれている。現断面で切った場合に同一階層に位置づいていても、A⑩, A⑪とA④とではその形成過程が異なっていることは明らかである。A⑥とB④についても同様なことが言えよう。かように現段階に至る階層形成という史的縦断面に着目すれば、現断面で切りとった階層区分からのみでは見えない諸問題が提起されることになる。すなわち、A⑩, A⑪とA④とを例にとってみても、明らかに各々の世帯における主婦の賃労働者化のもつ意味は次のように相違している。生活史のタイプ①のA⑩とA⑪は、生活保護受給に至るような生活上の困難に見舞われながら職業と定住地を転々と変えてきた層であり、その中で主婦は時として主たる家計維持者として一家を背負って働かざるをえなかった。これらに対し生活史のタイプ③のA④では、夫は同一の職場で同一の職業に従事して現在に至っており、その中で主婦は子供の世話に手間がかからなくなった段階を選んで、家計補助の役割を負って賃労働者化したのである。さらにまた前者にあつては、夕張市の誘致企業に主婦労働者自身を含む複数の就労者を得たことにより、現在の生活状態はかつてより相対的には向上期にある。そして地域に新たに出現した産業に依拠する形で生計の源を得ていると言えよう。A④の場合はこれとは大きく異なり、石炭産業の不況下で夫の職場（炭鉱に関連する機械関係）の地位の悪化、そのもとの生活不安が、主婦の賃労働者化を排出しているケースとして位置づけられよう。このようにY₁層に属するA⑩, A⑪とA④との間の階層形成史の質的な差異は明らかであり、このことは現状では同一階層に位置し、しかも同一の労働条件のもとにおかれてはいても、それぞれの主婦労働者自身の現状評価と志向性が異なるのではないかという問題を提起する。なぜなら、生活のいくつかの局面の継起の中に身をおいてきた諸個人は、自らの階層形成史のあり方を通して現状を評価し認識しており、さらにはそれにもとづいて種々の諸要求を生み出していると考えられるからである。

第2節 社会的諸関係と地域への定住志向

〔1〕世帯の労働—生活史と親族のネットワーク

そこで、本節では、これまでみてきた生活史の中に重層的に織り込まれてきている社会的関係のあり方をとらえ、産業を介しての地域への定住志向の問題を探っていくことにする。

まずはじめに、親族のネットワークの全体図を概観しておこう。表3-8①、②は主婦労働

表 3-8 ㉑ 親の居住地

	夕張	道内	死亡
夫方	5(2)人	1人	4人
妻方	6	1	4

※()内は同居しているもの

表 3-8 ㉒ 兄弟の居住地

	道 内				道 外		不明	計
	夕 張	空 知 管内	札 幌	その他 道内	東 京	その他 道外		
夫方	12人	3人	7人	13人	3人	6人	1人	45人
妻方	10	4	7	16	2	7	0	46
計	22	7	14	29	5	13	1	91

者11名とその夫（ただし離別しているA㉑の夫は除く）の計21名についての親と兄弟の居住地をみたものである。まず親と兄弟のみと、夫の親のうち2ケースは主婦労働者の世帯と同居しているが、夫方のその他の3ケースおよび妻方の親6ケースは、夕張市内に住んでいるけれども主婦労働者の世帯とは同居していない。残りの2ケースは道内に居住している。このうち、兄弟の中で親の面倒を見るものがなく、親のみで暮らしているのは市内に3ケース、道内に1ケースで計4ケースもある。次に兄弟の居住地では、同じ夕張市内に住んでいるものが兄弟総数91名中22名である。これに夕張市と比較的近く頻繁に往来することが可能であるとみられる空知管内、および札幌市に住んでいるものを加えると、全体の約5割弱を占めている。残りの半数はその他の道内および道外にいる。兄弟の職業をみると、表3-9によれば、最も多いのが炭鉱労働者でこれは2名である。その他の職種で目だつのは、雇用者をもたない自営業者、販売・サービス関係の労働者、製造業労働者、とびや左官等の建設関係の労働者である。こうした職業は、調査対象世帯の世帯主の職業とほぼ同水準かもしくは下位であるとみられる。また中には自分の兄弟の兄住地はわかっている、何の職業に従事しているのかを知らないもの、つまりそれほどまでに交流のない兄弟姉妹をもつものが、

表 3-9 兄弟の職業

		夫方	妻方	計
自営業	(雇用者有)	2人	3人	5人
	(" 無)	4	4	8
農 業		1	3	4
建設関係(とび・左官)		4	3	7
製造業労働者		6	5	11
販売・サービス労働者		4	2	6
運転手		1	3	4
炭鉱労働者		13	7	20
国家・地方公務員		3	4	7
日雇労働者		1	2	3
国鉄労働者		0	1	1
公社・公団		1	1	2
事務労働者		0	2	2
看護婦		1	1	2
無 職		0	1	1
不 明		4	4	8
計		45	46	91

ほとんどに交流のない兄弟姉妹をもつものが、全体の24%もみられた。以上の諸事実からは、出身世帯の階層的地位に規定された職業、それのもたらす生活状況が、親族のきずなを弱化せしめているのではないかと推定される。

〔2〕地域への定住志向における二つの型

こうした親族のネットワークの構造は、これまでみてきた労働-生活史と深くかかわっているとみられる。表3-10は生活史のタイプ別に夕張市内に在住している親と兄弟、および生活上の諸問題の相談相手、そして夕張定住の意志の有無をみたものである。これによれば、生活史のタイプ㉑に属するA㉑とA㉒とは夕張市に親、兄弟が1人もいない。これに対しタイプ㉒および㉓では、不明のB㉑を除く他のすべてが市内に親、兄弟を有している。すなわち、生活史のタイプ㉑は、職場を求めて転々としてくる中で親族のきずなからは切りはなされてきているのであり、タイプ㉑以外のものではすでに見たように夕張出身

者が多く、親族のネットワークが市内にはりめぐらされているのである。次に生活上の諸問題の相談相手をみると、「夫以外なし」とか「自分で考える」とする者が多く、親族を市内に多数有するタイプ④、⑤の中でさえ、血縁者を挙げているのは8ケース中3ケースのみである。また夕張在住期間の長いこの8ケースの中で、相談相手として地縁者を挙げているのはわずかに1ケースである。これに対してタイプ④では3ケースともに職縁者に生活上の諸問題の相談相手があり、また2ケースには地縁者の相談相手がある。夕張定住の意志に関しては11ケース中8ケースが定住したいとしており、残る3ケースがいずれは夕張を出ていきたいとしているのである。以下、具体的な事例を検討しながら生活史の質的な差異が社会的諸関係にどうあらわれているのか、そしてそれが夕張市への定住志向にいかにかかわっているかという問題を考察していこう。

まずタイプ④のA⑥、A⑩、A⑪からみていこう。

〔A⑥の事例〕タイプ④のA⑥は先にも触れたが、釧路で夫が肝臓の手術を行った時、市内にいた親族にも見はなされてしまい、以後ほとんど親族をあてにせず「自分たちで生活をたてていく決心をし」、職を求めて各地を転々としてきたのである。親族を頼りとしたのは、由仁に住む兄のいる川端の工場に来た時だけである。現在における親族とのつながりは、由仁にある夫の両親の墓参りのために、由仁に住んでいる夫の兄の家に年2回訪れるという形で、かろうじて保たれているのみである。またほうぼうの職場や土地で知り合った仲間とのつながりは、2～3年おきの転職と転地によって寸断されてきている。しかしA⑥は数年前に創価学会にはいっており、現在の生活上の諸問題は近所に住む信仰上の仲間に相談するという。かように夕張市に住みついて7年のA⑥は、近隣とのきずなを強く作り出しているのである。職場では上司とのつながりを保持しており、長女と自分のみならず、夫のA企業の入職の約束を得ている。このA⑥は、「できるだけ長くA企業に勤め、夕張市には長く住みつきたい」としている。

〔A⑩の事例〕A⑩はA⑥と同様、市内に親族は1人もいない。年に3回ほど本人と夫の出生地である余市の親類を訪問しているが、生活上の諸問題の相談相手には親族は挙げられていない。そのかわりA⑩は町内会の集まりには必ず出席するなどして、地縁的なきずなを熱心に作り出している。職場でおきた諸問題等をさへ町内の知人に相談するという。A⑩の夫はC企業で先頭に立って組合を作ったうちの一人であるが、

表3-10 社会関係と定住志向

		④夕張在住の兄弟		⑤夕張在住の親		⑥生活上の諸問題の相談相手			夕張定住の意志
		夫 方	妻 方	夫 方	妻 方	親 族	職 縁	地 縁	
タイプ④	A⑥	0人	0人	死亡	死亡	—	○	○	有
	A⑩	0	0	(道内他都市)	(道内他都市)	—	○	○	有
	A⑪		1★		父	—	○	—	無
タイプ⑤	B②	3★	0	父母	死亡	—	—	—	無
	B③	2	2★	(父母)	父母	—	—	—	有
	A⑧	3	2★	(父母)	父母	—	○	—	有
タイプ⑥	A④	0	1★	死亡	父母	—	—	—	有
	A⑤	2	2	死亡	死亡	○	—	○	有
	A⑦	1	0	母	父母	○	○	—	有
	B④	不明	不明	死亡	死亡	—	—	—	有
その他	A⑨	1★	2	母	父母	○	—	—	無

※ ④の★は兄弟のうちで親を同居扶養している者がいる場合をさす。

⑥の○は本世帯で親を同居扶養している場合をさす。

その際、近所の知人の助言が力になったという。A⑩は、「来年からC企業で働く夫の給料が昇給することになっているし、夕張に定住したい」と希望している。またA⑩は職場では、仲間5人と上役に対して生理休暇の交渉を行うなど、職場での仲間作り、それを通しての労働条件の改善に積極的な姿勢を示している。

〔A⑩の事例〕A⑩は以上の二事例とは異なり、市内に父親と兄弟がいる。A⑩が離婚によって子供をかかえて川崎から夕張にもどってきたのは、実家を頼ったからである。実家に3年間身を寄せて農業の手伝いをしてきたが、弟の結婚と同時に実家を出た。そして市内に間借りをして独立したのである。実家へは父が喜ぶので時々行くが、生活上の問題が生じた時の相談相手は実家ではなく、もっぱら自分の子供たちである。長女と次女はすでに共に愛知県にとついでいるが、A⑥は遠方ながらこの娘たちのところへお産の手伝いその他で頻繁に出かけるなど、強い結びつきがある。職場でのA⑥はA企業の苛酷な労働条件を「ひとりでは弱いけれど、みんなでまとまって交渉して改善していかなければならない」とし、親睦会を通じての仲間とのつながりを重視している。しかし「シンナーのせいでも限界に来ているので」あと1年でA企業をやめ、娘たちのいる愛知で「ちくわ製造のような体に害のない仕事に移りたい」という意向をもっている。

以上のごとくこれらの3ケースは、社会的諸関係が寸断されざるをえない生活史を有しており、その中で親族とのつながりは稀薄になってきている。しかしそうした中でも地縁の結合、信仰上の仲間とのきずな、職場の仲間との結びつき等を自ら開拓している。かかる諸関係は、職場の労働条件を改善したり家族の就職を依頼したりしていく上での結びつきとしてあり、今後の世帯生活を維持していく展望を見い出していく際に大きな意味をもっているとみられる。わけでもA⑩とA⑥は誘致企業に生業を得たことを軸として、これまでの転々としてきた生活にピリオドを打って、夕張市に定住をはかろうとしている。A⑩の場合も、市内にある実家は弟の代に変わってから頼るべき実家ではなくなっており、職場の仲間とのつながりが大きい点では、先の2事例と同様である。ただし体を悪くしているA⑩はA企業を介して夕張に定着しなくともできず、娘を頼って愛知県に移ろうとしているのである。

社会的諸関係と将来への志向性において以上のような特徴をもつ生活史のタイプ④に対して、その他の事例はどうであろうか。まず炭鉱閉山のために各地を転々とせざるをえず、世帯の生活が誘致企業によって成り立っているという点でタイプ④と共通点をもつA⑦の場合を見てみよう。

〔A⑦の事例〕A⑦は相次ぐ閉山で留萌、栗山と転々としてきているので、それぞれの土地での社会関係はタイプ④と同様に寸断されてきている。しかしもともと夕張出身の夫妻が夕張に戻り、誘致企業に入職する際に強力なつてがあったという点が、タイプ④とは大きく異なる点である。すなわち親族に見放されてきたタイプ④に対してA⑦の場合は、夫方の実家が市内で旅館を営んでおり、この実家が夫にA企業の管理労働者の職を見つけてA⑦一家を夕張に呼びよせたのである。こうしたA⑦は地縁関係は稀薄ではあるが、夫の実家をおおいに頼りにしている他、夫の同僚である同企業の役職者と交流がある。そして夫は年齢からいってもA企業から転職する意志はなく、仕事にもやりがいを見い出しているので、夕張をはなれるつもりはまったくない。

このようにA⑦の世帯は、夫の実家を強力なつてとしながら、石炭産業の不況のもとで新しく地域にできた産業を介して夕張市に定住をはかろうとしている。A⑦と同様に夫がA企業で管理労働者となっているA⑨をみると、事情は若干異なっている。

〔A⑨の事例〕A⑨の夫は結婚前に炭鉱に見切りをつけ、親族の紹介によって「将来性を期待して」A企業にはいった。A⑨の生活上の相談相手は、親族以外にはない。夫は「A企業がなくなるまでここをやめない」としながらも、「A企業は最初の誘致企業であるにもかかわらず、市の態度があいまいだ。会社も腰かけの要素が強いが、本腰を入れるよう事業主に対して市から働きかけてもらいたい」と述べている。このように夫自身も会社の脆弱さに不安を感じており、またA⑨もどんどん過疎化していく夕張には定住する意志はなく、47年には実際に夫に対して、転職と市外への移転を働きかけたことさえあるという。

以上のごとくA⑨は、先のA⑦と同様に親族を介し誘致企業を通して夕張市への定住をはかろうとしたのであるが、会社の経営自体に、そして地域社会の過疎化に不安をもっているのである。このように石炭産業を見切り、誘致企業に移ってもなおかつ安定性への見通しをもてないために、産業を介しての地域への定住がはかりえないとするこれらのケースは、タイプ④とは大きく異なっているといえよう。ところで以上の2ケースにおいては、市内の親族とのきづなはあっても地縁的結合は見られない。タイプ④以外の8ケースの中では、唯一A⑤だけは生活上の諸問題の相談相手に地縁者を挙げている。このA⑤は、町内会の会合には必ず参加するとともに、近隣に家族員の病気や不時の災害のあった際に頼るべき友人を有しているのである。しかしA⑤は「町内会の集まりが年々悪くなった」と嘆いているが、全体からみて夕張市における地縁的結合は弱化しつつあるのではないと思われる。かつて炭婦協は夫の職場での闘いを支え、家族ぐるみ、ヤマぐるみ、町ぐるみの生活防衛闘争をくり広げた歴史をもっている⁵⁾しかしこうした組織の影響力のもとでの炭住を中心とした生活扶助の機能は、現在炭鉱主婦であるA⑧、B③の2事例を見ても読みとることはできず、あるとすればせいぜい、主婦の賃労働者化の際の職場紹介が近所の炭住の人を通してなされる程度である。このA⑧とB③は、「停年とか閉山でもない限り夫に炭鉱をやめないでほしい、そして長年住み慣れた夕張にできるだけ住みたい」としている。

B②の場合、夫は国鉄労働者であり、長年同じ国鉄宿舎に住んでいるが、町内の人々やその家族とも親しいつきあいは見られない。

〔B②の事例〕B②は、生活上の諸問題について信頼して話し合える相手は夫のみであるとしている。親族は夕張市内に多くいるが、同市に比較的近い栗山に住む自分の妹のところをよく訪れる他は、親しくつきあっている人はいない。B②は、「生活上のことで困ったら、自分たち夫婦二人で働いて切りぬけてゆくより他に方法はない。その他のつきあいはうわべだけだ」としている。また夕張市は、「景気が悪いし人情味もない町だ。炭鉱ひとつでどうにでもなる街だから」夫の停年後は夕張をはなれたいと述べている。

かようにA⑧、B③およびB②の場合には、長年夕張に住みながら親族とのきづなも、近隣との結びつきも稀薄であり、世帯を単位とした孤立化の傾向が看取される。

以上のようにタイプ④を除く8ケースにあっては、親族とのつながりを軸としながら新しい産業を通して地域への定着をはかろうとしているもの、長年住み慣れた夕張を去りがたく思っているものも見られた。しかし全体的に見れば、石炭産業に伴う過疎化の中で頼るべき産業がないことによる生活不安により、夕張市への定住をためらわざるをえないという傾向が看取されるのである。そして、炭住を中心とする近隣諸関係の「村落共同体」的機能は石炭産業の斜陽化、そのもとでの合理化の一層進展している中で弱化しつつあると見られ、世帯を単位とした孤立化の傾向が著しいと言えよう。ところが、もともと市内に親族のきずなの稀薄なタイプ④は、それに変わりうる地縁的結合関係や職縁的結合関係を積極的に作り出しつつ、新規誘致企業を介して夕張市への定住をはかろうとしているのである。

これまで、階層形成過程での主婦の担う地位と役割の変容をとらえ、その中でとり結ばれてきた社会的諸関係を通して主婦労働者のもつ志向性を考察してきた。ここでとらえた志向性は、主として生活の舞台たる地域社会への定住志向という側面に限られているが、本章の分析を通して、その営んできた労働—生活過程とそれにもとづく志向性の異なる、大きくは二つの層を見い出した。このことは、諸個人の現状評価とそれにもとづく諸志向のあり方が、労働—生活史の営みにその裏づけを有しているということを示している。また社会的諸関係は、人々の

労働－生活過程の展開を軸としながら変容をとげてきているが、生業の場を得ることを通して地域社会に根づこうとしているタイプ④にみられる社会的諸関係の積極的な創出態度からも明らかのように、労働－生活過程にもとづく諸志向性を確かなものにしてゆく営みに、社会的諸関係のネットワークのあり方は深くかかわっているといえよう。

〈注〉

- (1) この資料は北大教育社会学研究グループによる夕張第2次調査（昭和49年8月30日～9月5日実施）により得たものである。C企業は表2-2にみるごとく、産業資材織物製品を製造している40人規模の企業であり、昭和48年10月に誘致された。その主要経営指標は、表3-11にみるとおりである。

表3-11 C企業の主要経営指標

生産量	売上高	労務費	諸経費
1,836,100m ²	51,190万円	1,694万円	1,391万円

※数字は48年10月から49年6月までの総計を示している。

- (2) この1～4人規模事業体の労働諸条件の実態についての詳細は、岩城完之、酒井恵真、「現下の都市零細規模事業体の生成過程と労働力構成——札幌市及び夕張市における1～4人規模事業体の実証的研究——」北大教育学部紀要、第24号、1975、P.176～P.185を参照のこと。
- (3) 家族のライフサイクルに関しては多くの研究があるが、その中で本稿では布施晶子、「都市家族の内部構造の変容に関する一考察——『職場をもつ主婦』の家族と『主婦専業の主婦』の家族の比較——」（『社会学評論』68号、1967）に示されているステージ区分を採用した。その理由は、主婦が賃労働者化する際には、子供の養育の問題が最も大きな困難として現われると考えたからである。
- (4) 以上の日雇労働者の労働実態に関するデータは、江口英一他、「日雇労働者—山谷の生活と労働—」（専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第8号、未来社、1974）による。
- (5) これについての詳しくは、「研山は知っている—道炭婦協会の20年—」（日本炭鉱主婦協議会北海道地方本部、1973）を参照のこと。

第5章 まとめと今後の課題

これまで、夕張市における誘致企業に就労する主婦層を事例として、そこに発現している貧困の実態とこれの止揚構造とを、彼女たちの全生活の社会的再生産過程から追いつけてきた。本章では、これまでの分析によって得られた諸事実のもつ意義について触れながら、本調査研究でとった方法論の検討を行い、今後の課題を明らかにしたい。

本稿でとった方法は、現状の労働－生活過程を横断面、労働－生活史を縦断面とし、その中での社会的諸関係の形成・変容過程を含むものとしてある全生活の社会的再生産過程を把握する分析視角をもっている。ここでは第1に、職場での労働過程における労働諸条件のレベルを中心とした1日の労働－生活過程の全体像の中で、主婦労働者が現に担う地位と役割の階級的規定性とそれがもたらす諸矛盾を、貧困の実態としてとりおさえた。第2に、この現段階における地位と役割を得るに至った労働－生活史を追いつけることから、主婦の賃労働者化の担う役割を家族の生活史の中に位置づけた。さらに第3に、その中で現にもたらされている貧困を止揚する社会的な基底を、主婦労働者のとり結ぶ社会的諸関係のレベルにまでおりて問題としたのである。

かかる方法論にもとづく分析視角は、第1章第2節で検討した江口英一氏のそれとは、次の点で明らかに異っている。まず第1には、江口氏においては世帯が世帯主の階層的な地位からき

られているが、本稿では世帯主のみならず世帯を構成する諸個人にまでおりて世帯生活をとらえ、世帯構成員が担う地位と役割の階級的な規定性の問題にまで射呈をのぼしている点である。ここでは世帯における家計費の上昇という役割を担う主婦労働者が、職場における地位に基本的に律せられ、職場と世帯の双方の領域における役割遂行上もたらされる問題を浮き彫りにすることができた。また一口に主婦の賃労働者化と言ってもその担う役割は、世帯の階層的地位により異なっているが、本事例でみる限りでは斜陽化しつつあるとは言え、今なお地域産業の中枢部に位置する炭鉱労働者世帯や一般企業の管理的職業に世帯主が従事している世帯にまでも、主婦の賃労働者化によって家計費を上昇せざるをえない層が広がっているという事態には注目しなければならない。

第2には生活史を世帯の職歴からのみならず家族の生活史としてとらえ、その中に主婦の賃労働者化を促した諸契機をとらえ出そうとこころみた。先に見たごとく江口氏はこれを階層移動の軌跡としてとらえ、「貧困層」への転落の要因をその中に見い出そうとしていた。これに対して本稿では生活史を、階層形成の累重的な歴史としてとらえ、その史的文脈の節々において現われた、家族生活の諸困難に対するさまざまな対応の積み重ねを追いつけることを通して、現状の位置づけを行おうとした。そこでは、主婦の賃労働者化を排出する背景の異なる、したがってまた主婦の賃労働者化自体の担う役割が異なる三つの生活史のタイプを見い出した。かかる生活史の相違、すなわち試行錯誤を経てきた現断階が家族生活の相対的上向期にある層とそうではない層とでは、現段階で同一階層に属ししかも同一の労働-生活諸条件におかれているとしても、主婦労働者自身の現状評価と志向性が異なるのではないか、という問題がこの分析を通して改めて提起された。また貧困問題にひきつけて言うならば、炭鉱離職者のその離職過程での病気、失業といった事態によって家族の生活条件の急速な悪化がもたらされたタイプ④にみられる生活史は、タイプ③および②のものたちが今後たどりかねない過程であるとも言えよう。すなわち独占資本の撤収による炭鉱産業の斜陽化過程で合理化がもたらされている中で、炭鉱労働者の誘致企業への転職をはかる動きが一部に見られたが、彼らがタイプ④に典型的に現われたごとき不安定流動化への危険性にさらされていることは、すでに見た誘致企業の性格に照らしてもうなづけるところである。かようなさきゆきの不安、生活不安が地域産業諸組織のあり方、とりわけ独占資本の動向いかによってもたらされており、その中で主婦の賃労働者化が排出されているのである。

第3に社会的諸関係を単なる偶然的な要素としてではなく、諸個人の労働-生活過程に織り込まれており、それ自体構造を有するものとしてとり上げた。本稿では face-to-face の社会的諸関係に限定し、これと定住志向とをからませて分析した。ここから見ても、地域社会の衰退の中で社会関係も稀薄化し世帯を単位として孤立化している傾向と、頼るべき産業が存せぬことから定住への展望を見い出しえないという傾向とが看取された。かかる点も地域の産業諸組織の動向と深くかかわっての貧困化の一側面としておさえることができよう。しかしこうした中でも生活史上では現在、相対的な上向期にさしかかっているタイプ④が、地縁的結合、職縁的結合を積極的に創出しつつ、産業を介して地域への定住をはかろうとする根づよい志向性をもっているという点は大いに注目にあたいることがらであろう。

本稿は貧困化現象の現代的な諸形態の摘出と貧困の社会的止揚過程の基底を探ることを課題として、労働者の現実の全生活の社会的再生産過程から追いつけてきた。貧困研究は以上のごとく、社会機構-構造と連動する諸個人の現実の労働-生産過程の全体像とその変動論理を抽

出する方法からせまる必要があると言えよう。なお、事例的研究からみた「主婦の賃労働者化」という一側面に限って現代の貧困化の進展といわれるものの実相をかいま見ても、主婦労働者層の労働－生活過程にたち現われる諸矛盾の主体的な内在化過程とこれを土台とした諸要求産出のメカニズムは、単純にはとらえられない構造を有していることが明らかである。今後は第1に、現状の諸矛盾を受けとめる諸個人の主体的内在化過程を解く上での基礎的な領域としての手がかりを得た、生活史をより総体的にとらえることを通して、階層形成の論理および諸階層に刻印されている社会的な性格の摘出を課題としたい。さらに第2には、諸個人の労働－生活過程を通して現にとり結ばれている社会的諸関係の構造を、face-to-faceの諸関係のみならず、マス・メディアを媒介とした種々のインフォメーションを得る諸関係、およびインフォーマルな諸集団、諸組織への所属、参与状況にみられる社会的諸関係の構造としてとりおさえる必要がある。すなわち、諸組織が諸個人の組織化する方向性とそれにもとづくインフォメーションを伝達し諸個人に働きかける網の目が、現実にとどのようにしてはりめぐらされているのか、そして諸個人が営む労働－生活過程の中で、それがどのようにとり込まれて内在化しているのか、といった両面からのアプローチを第1の課題と結びつけて行っていきたいと考える。

〈付記〉本稿は48年度及び49年度の文部省科研費による「地域住民の生活過程と地域社会構造変動に関する基礎的研究」（研究代表者、布施鉄治）をテーマとする共同研究の一環として位置づけられている。